

第1日目（6月13日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	城後	光	2番	横山	聖代
3番	三石	孝	4番	北村	清美
5番	脇坂	正孝	6番	百武	辰美
7番	中尾	尊行	8番	石峰	実
9番	尾上	和孝	10番	川田	保則
11番	太田	一彦	12番	堀池	主男
13番	藤川	法男	14番	今井	泰照

2. 欠席議員

なし

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長	中村	和彦	主任書記	樋口	晶子
--------	----	----	------	----	----

4. 説明のため出席した者

町長	一瀬	政太	副町長	松下	幸人
総務課長	村川	浩記	商工振興課長	澤田	健一
企画財政課長	前川	芳徳	税務課長	朝長	哲也
住民福祉課長	山口	博道	健康推進課長	本山	征一郎
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長	義之	建設課長	楠本	和弘
水道課長	堀池	浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈	三恵子
教育長	岩永	聖哉	教育次長	福田	博治
給食センター所長	林田	孝行	総務班係長	松添	博
企画財政課 財政管財係長	坂本	昌俊			

---

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

全員御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成29年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

#### 諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 石峰実議員、9番 尾上和孝議員を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月20日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月20日までの8日間と決定しました。

#### 日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成29年第2回波佐見町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、6月に入り、新緑が鮮やかで、初夏を思わせる季節となり、日に日に暑くなってまいりましたが、北部九州は、昨年より二日遅く、6月6日に梅雨入りいたしました。豪雨による災害が多発するシーズンとなり、翌日の7日に波佐見町防災会議を開催し、災害に対する備えを確認したところであります。ことしの梅雨は高温多雨と予想されており、本町で想定される災害は、豪雨による急傾斜地の崩壊や河川の氾濫等によるものでありますので、人命の安全を第一に、常に緊張感を持って、早目早目の対応で最小限の被害にとどめるよう、関係機関、団体及び地域防災組織と一体となり、万全の対策を講じ、対応してまいります。

さて、ゴールデンウィークに開催された本町最大のイベントであります第59回陶器まつりは、期間中すばらしい天候に恵まれたことと、近年の波佐見焼人気と相まって、昨年より2万4,000人多い過去最高の32万2,000人のお客さんでにぎわいました。特にことしは、長崎キヤノン様の御厚意により、期間中、駐車場を無償でお貸しいただき、車の渋滞緩和に大きく貢献いただきました。ここに心から厚くお礼を申し上げます。

また、田ノ頭郷や、舞相の教育委員会分室のしだれ桜、田ノ頭郷から岳辺田郷までの約7キロにわたる河川の遊歩道の桜も見事に開花し、天候に恵まれ、多くの人出でにぎわいました。4月1日、2日に行われた中尾山桜陶祭と鬼木まつりにも、昨年を1,000人以上上回る、約1万人の人出でにぎわいを見せ、3月に完成しましたトイレも地元や観光客の皆さんに好評を得まして、整備のかがあったものと思っています。

4月は年度の始まりで、小中高等学校の入学式がありましたが、6月に入り、子供たちもやっと新しい環境に慣れてきているのではないかと思います。そのような中、南小学校では、5月28日日曜日に運動会が開催され、全児童が一体となって、すばらしい演技を見せていただきました。特に、入学して間もない1年生の一生懸命頑張っている姿が非常に印象的でした。町内全ての子供たちが、健やかに伸び伸びと成長することを心から願っています。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第22号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第2号）は、今回、1,300万円を追加し、補正後の予算の総額を59億2,500万円といたしております。

補正の主なものは、歳入では、交付決定があった国庫支出金等及び平成28年度決算見込みに伴う繰越金の増額であります。歳出では、コミュニティ助成事業費及び移住定住交流推進支援事業費等であります。

議案第23号 波佐見町特定個人情報保護条例等の一部を改正する条例については、マイナンバー利用の範囲の拡大や活用を図るため、個人情報の保護に関する法律等の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第24号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会等に関する法律の改正に伴う農業委員会委員及び新たに設置された農地利用最適化推進委員の報酬を設定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第25号 専決第1号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部が3月31日付で改正され、4月1日付で施行されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第26号 専決第2号 平成28年度波佐見町一般会計補正予算（第6号）は、さきの町議会定例会後において、歳入歳出の見込み額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額から1億2,100万円を減額し、補正後の予算総額を61億8,000万円としたものであります。歳入では、町税、地方消費税交付金、地方交付税の増額及び国庫支出金、基金繰入金、町債等の減額で、歳出では、庁舎建設基金積立金、教育施設整備基金積立金等の増額及び土地区画整理事業費、介護保険事業特別会計繰出金等の減額が主なもので、そのほか、各費目にわたって事務事業の実績見込みによる予算の整理をいたしております。

議案第27号 専決第3号 平成28年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から1億1,629万3,000円を減額し、補正後の予算総額を19億3,400万円としたものであります。歳入では、県支出金の増額及び国庫支出金、共同事業交付金、基金繰入金の減額、歳出では、保険給付費、共同事業支出金、保険事業費の減額が主なものであります。

議案第28号 専決第4号 平成28年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から60万円を減額し、補正後の予算総額を1億5,280万円としたものであります。歳入では、一般会計繰入金及び諸収入の減額、歳出では健診委託料、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

議案第29号 専決第5号 平成28年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から6,313万円を減額し、予算の総額を12億4,525万円としたものがあります。歳入では、支払基金交付金、一般会計繰入金及び基金繰入金の減額、歳出では、保険給付費の減額及び基金積立金の増額等が主なものであります。

議案第30号 専決第6号 平成28年度波佐見町公共下水道特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から88万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,539万7,000円としたものであります。歳入では、下水道負担金、下水道使用料の増額及び一般会計繰入金、町債の減額、歳出では、消費税等の増額及び管渠管理費、処理場管理費、管渠建設費の減額が主なものであります。

議案第31号 波佐見町農業委員会の委員に占める認定農業者の割合が過半数を占めない場合における認定農業者に準ずる者とする事については、農業委員の過半数を認定農業者で占めることができないために、法令の規定に基づき、認定農業者に準ずる者をもって充てる事について議会の同意を得るものであります。

議案第32号から議案第43号までの農業委員会委員の任命については、各地区から農業委員の推薦があったため、及び議案第44号、議案第45号の農業委員会委員の任命については、農業委員に応募されたため、波佐見町農業委員会の委員選任に関する規則の規定に基づき設置した波佐見町農業委員候補者評価委員会の評価で、農業委員として適任であるとの評価を得ましたので、波佐見町農業委員会委員として任命したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員の太田正憲氏が6月30日付で任期満了となりますので、新たに宮川豊氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号 波佐見町固定資産評価審査委員会委員の選任については、現委員である三岳利之氏が7月24日で任期満了となりますが、引き続き選任したく、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号は、平成28年度一般会計予算継続費の次年度への逡次繰り越しについて、地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

報告第2号は、平成28年度波佐見町一般会計予算において年度内にどうしても完了できなかった事業についての次年度への繰越明許費について、地方自治法の規定に基づき報告する

ものであります。

以上、提案要旨の説明を終わりますが、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

#### 日程第4 29請願第1号

##### ○議長（今井泰照君）

日程第4. 29請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となりました、29請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書提出についての請願は、総務文教委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、29請願第1号については、総務文教委員会に付託します。

#### 日程第5 町政に対する一般質問

##### ○議長（今井泰照君）

日程第5. 町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 三石孝議員。

##### ○3番（三石 孝君）

皆さんおはようございます。私は、少子高齢化社会における行政サービスのあり方の観点から二つ、さらに町民の関心事である歴史文化交流館（仮称）について一つ、通告に従いまして質問いたします。

まず最初に、公共交通対策について。

一つ、乗合タクシーが開始され6年目に入ったが、利用者が少ないと聞きます。過去5年間の実績はどうなっているのか。

2、公共交通手段として、現在の乗合タクシーシステム（路線不定期運行）は、最適のシステムであると考えているのか。

2番目としまして、通学路について。

1、学童の交通手段は徒歩による集団登校が実施されているが、登下校時の通学路の安全確保はできているか。

2、通学路（歩道）に覆いかぶさっている立木の伐採はどうなっているのか。

3番目に、教育施設について。

3月議会定例会で、継続費が取り下げられた歴史文化交流館（仮称）の建設は、今後いかなる方向で取り組むのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、公共交通対策について。

乗合タクシーが運行され6年目に入ったが、利用者が少ないと聞く。過去5年間の実績はどうなっているかという御質問ですが、予約制の乗合タクシーについては、バス路線廃止に伴い、町の交通空白地帯が生じたため、その解消を図るためのシステムとして構築、整備したもので、路線バス、乗合タクシー、民間タクシーの3層で構築し、それぞれがその役目を担い、町民の足の確保を図ろうとするものであります。導入から6年目を迎えますが、過去5年間の利用状況としては、全12路線の平均稼働率が、平成24年から順に13.1%、13.1%、15.1%、14.3%、12.3%、年間の延べ利用者数が、平成24年度から順に1,365人、1,302人、1,058人、1,009人、1,131人となっています。稼働率が35%の路線から、全く稼働がなかった路線まで、路線ごとにばらつきがある状況です。

次に、交通手段として、現在の乗合タクシーシステム（路線不定期運行）は最適のシステムであるかという御質問ですが、本町で導入しています乗合タクシーについては、予約制による全12路線、1路線当たり週2回、1日3往復の運行形態をとっています。導入に当たっては、町民アンケートの実施、自治会の要望や老人クラブへの意見の聴取などを踏まえ、谷間の集落点在という本町の地形的特性や、道路状況、時間短縮を考えたコース設定など、無駄のない効率的な運行等を関係者と十分に協議検討したところです。停車地は、自治会の要望を受けて、可能な範囲で反映しており、さらに路線設定には、既存バス路線との競合から、乗り入れできない区域があるなど、多くの制約があります。加えて、運行時間帯

では、委託するタクシー会社の人的配置や、一般予約客との調整など、経営上の問題も重なっており、これらを調整し、2度の試験運行を経て、平成24年10月に本格導入したところがあります。公共交通手段のシステムという点では、本町の特性に合った効率的なシステムで、全国にも同じような手法を用いて実績を上げているところもあり、実際の利用者の声や、ある大学の研究者等からも高評価をいただいております。システムとしては最適だと思っています。しかしながら、これまでの運行により、さまざまな問題点、修正する点もあることから、平成29年度中に高齢者を中心に住民アンケートや聞き取り調査を行い、住民ニーズを分析し、関係者で構成する地域公共交通会議の中での協議や、交通事業者との協議を重ね、少しでも利便性が向上するようにシステムの見直しを行い、制度の充実と住民皆様への浸透を図りたいと思う所存であります。

次に、通学路の歩道に覆いかぶさっている立木伐採はどうなっているかという御質問ですが、通学路に覆いかぶさり通行の支障がある場合には、法律上、私有地の樹木の管理は、その所有者あるいは占有者が行うことになっていますので、伐採をお願いしています。ただし、所有者等が直ちに対応することができず、かつ緊急を要する場合には、通行の支障となるような枝葉については町が除去を行う場合もあります。除去後は、抜本的な対策を講じるよう、引き続き所有者に対して、通行の支障となる立木等の伐採をお願いしています。

また、大きな立木の伐採には相当の費用が生じる場合がありますので、資金手当等の検討を行っていきたいと思います。

さらに、広報誌やホームページでも、沿道の支障木の伐採について御理解とお願いをしてみたいと思います。

また、次の通学路と教育施設については、教育委員会から答弁があります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

三石孝議員の御質問にお答えをいたします。

通学路について。

学童の交通手段は徒歩による集団登校が実施されているが、登校下校時の通学路の安全確保はできているか。

3の教育施設について。

3月議会定例会で継続費が取り下げられた歴史文化交流館（仮称）の建設は今後いかなる

方向で取り組むかという御質問でございますが、本町の学童、いわゆる小学校における登校下校は、原則として、登校は集団登校、下校は個別下校となっています。通学路については、各地区のPTAが経路を定め、学校と協議した後、教育委員会が学校からの届け出に基づき承認をしています。また、通学路が適切でないと判断した場合は、学校に対し指導助言を行う場合があります。通学路の安全確保については、学校において定期的に行われており、登校下校に支障がある箇所や注意すべき箇所が発見された場合は、教育委員会に報告があります。さらに、各自治会やPTAなどからの連絡に基づき、通学路の調査を行う場合もあります。この支障がある箇所や注意すべき箇所については、適宜関係機関等、情報共有を行い、改善を依頼しているところです。

今後とも、教育委員会といたしましては、学校、地域、PTA、関係機関と協力し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、歴史文化交流館（仮称）の建設は今後いかなる方向で取り組むのかの御質問ですが、3月議会定例会において継続費の廃止を行ったことから、3月30日に通算7回目になる建設検討委員会を開催し、経過報告並びに今後の進め方を協議いたしました。協議の結果、計画の再検討を行うこととなり、建設検討委員会内部に展示内容を検討する展示ゾーン部会、カフェや庭を含め交流全般を検討する交流ゾーン部会の設置が決定されました。このことから、展示ゾーン部会は4月25日に、交流ゾーン部会は5月11日に部会を開催し、再検討に着手したところです。

今後については、部会の論議を経て、建設検討委員会で方向性を取りまとめ、さらに建設検討委員会において、歴史文化交流館建設基本構想の変更に着手したいと考えております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず最初に、公共交通対策に関することでございますが、町長の御回答の中には、最適のシステムであると、高評を得ているという御回答がございました。そもそも約5年前に、こういうシステムを考えようとなさったその目的とはどういうものであったのでしょうか。お願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、そもそも背景としましては、特にバス路線の廃止がありまして、それによって交通

空白が生まれたというのが、そこを解消するためということでもまず始めました。それを機に、ほかの交通空白、もともとバス路線がない区域についても、何らか手だてがないかということで検討した次第であります。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

空白を埋めるための目的で始めたということでございますね。

それでは、町長のほうから実績のほうの報告がございましたが、その空白を埋める目的で、5年間の実績の中で、その目的は達成されたというふうにお考えですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

利用率は先ほど町長が回答した、答弁したとおりですけれども、この利用率が低いからといって、目的が達成されていないというふうには考えてないんですけれども、特に高齢者で今、免許を保有している方がたくさんいらっしゃる中で、利用すべき人が利用しているというふうに理解しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

目的は達成されているんでしょうかというのをお聞きしたんですよ。ですから、今の御回答ですと、目的の話ではなくて、利用率のうんぬんかんぬんをお話しされましたけれども、当初の目的を御質問をした際に、交通の空白を埋めたいということでもございましたけれども、その交通の空白は埋めている状態ではないというふうに理解しているんですか、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

交通の空白はこの制度により埋まっているという理解を示しております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

目的は達成されたという理解ということですね。ところが、実際、利用者の方々の高齢者を含めて空白地帯の方々にお聞きしますと、そうでもないんですよ。今、御理解なさっている状況じゃない、利便性がない、不便である、周知も徹底的にされていない。ですから、使

い方もわからんというふうなお話をよく聞きます。であるならば、周知の徹底も含めて、この5年間の目的は私的には達成されていないんじゃないかというふうに思います。そういう部分をしっかり調査して、検討されたんでしょうか。と言いますのも、過去何回も先輩議員が改善を訴えてこられています。それが全然改善されないじゃないですか。というのは、利用率で言って申しわけないですけども、町長がおっしゃったことについては、13.1、13.1、15.1、14.3、12.3です。利用者が少ないって言ったらそれまでなんですけれども、本来の空白を埋めるのであればもっと利用率が上がってもいいんじゃないですか。ですから、先輩議員さんたちが何度となくこの案件を議題に御質問されていますが、それを真摯に受けとめて改善されてないということじゃないですか。こういう状況で今後どうされるおつもりですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに今までの議会の中でいろいろな議論がされてきております。その中で回答している項目としては、今の現行制度の中でなかなか交通事業者との制約、路線バス事業者、タクシー事業者との制約の中で、なかなか前に進まない部分があったことは事実です。

周知の件に関しては、不十分だったのは否めないと思っております。そこは真摯に反省したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まず、主眼が空白地帯と同時に、他の地区での路線も全て空気を運んでおります、風を。そして、その路線には、各自治体とも相当な金をつぎ込んでおります。だからそういう無駄なことをしないということも一つの予約制の大きな目的でもあるわけで、実際、予約して乗っていただければ必ず空気を運ばんでいい、実際。そして、タクシー会社にしても、必ず朝の出勤時はいつも1台か2台置いておかなきゃいかん。それを、予約せんでタクシーを予約すると混乱を起こすわけですね。そういうことがあるので、前の日に予約をしていただければ、ちゃんとその分は確保しますよ、通常よりもちゃんと予備にとって、お互いにお客さんに不便をかけないようにすると。そしてできるだけ安い価格でということ、絶対無駄のないようにと、これは絶対最適なんだと。だから、本当に利用したい方は前の日にちょっと電話するだけで結構なんですよね。それが煩わしいっていうことになれば、普通の定期のバスでも5分前には停留所に行きますよ。汽車に乗るときも、飛行機に乗るときでも。そういう

ふうにして、あした病院に行かんばいかん、あした買い物に行かんばいかんと。どうせ行くとなれば、うちの路線に火曜日と木曜日来るんだったらその日に行こうとか、そういうふうなことを、だんだん意識をずっと、一遍にはできないもんですから、習慣化すれば非常にこれは効率的に喜ばれることで、今おっしゃる、いろんな不平不満もあります。ある面では、バス路線と競合するところの停留所からは、500メートル以上離れたところで降りなければいけないと。これはバス会社の死活問題なので。そういうことで、そういう公共交通会議を福岡の運輸局、それからバス会社、そしてタクシー会社、そして皆さんのいろんな意見を聞きながら担当者が毎年話し合いをしております。だから、そういう面ではずっと少しずつ目に見えないような状況ですけれども、ある面では、そういう与えられた環境の中で最善を尽くす、そしてまた、それを有効に活用してもらいたい、それにはやはり予約ということが一番大事なことじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

町長のお話は大変長うございます。もう少し簡潔にお願いします。

今お話を町長されました、風を運んでいる、無駄をなくそう。確かにそのとおりです。そういうことでありましたが、やはり目的を達成するように努力をされているということではございますが、基本的には、最初私が壇上で申し上げましたとおり、少子高齢化がどんどん進んでまいっております。これは、調べましたところ、川棚警察署管内で4カ月で44人免許証を返納されています。70歳、75歳、更新をされようとされるときには、家族の方がもう更新しないでくれと、そういう事情がもう差し迫っているわけです、波佐見町も。波佐見町の人口もどんどん減ってきています。その一方で、高齢化率は上がっております。そういうことを考えますと、効率だ、風を運ぶから無駄をなくそうということばかりは言うておられんわけです。私も調べました。近隣では、有田町ではコミュニティバスを使って、コマンドタクシーを使っています、2種類。彼杵町はコミュニティバスをやっています。データを持ってきましたけれども、ちょっと見てください。数字は驚くような数字が出ています。まず最初に、波佐見町の利用者数が1,009人でしょう、27年度をベースにしています。1,009人です。ところが、東彼杵町は4万6,935人が利用しています。片や、有田町は4万2,867人の方が利用されています。なぜかと言ったらですね、無駄とか何とかじゃなかとですよ。多くの高齢者の方たちは、免許が返納され出しますと、もう足がないわけです。そのために、各行政

は、これは有田の例ですけどね、事業の目的は、高齢者をはじめとした交通弱者の生活の維持、利便性の向上。有田は合併してますから、旧有田町、旧西有田町の地域の住民の買い物や、通院等の移動の手段に確保する。観光客の移動する手段にも使っています。伊万里のほうに病院がありますが、そこへの交通のアクセスの改善。それは多くの波佐見町の高齢者、また、この間ずっと波佐見町に尽くされた皆様方に、皆さん方の足の代わりに使っていたかどうかというふうなことでされています。ですから、これからしますと、おわかりになると思いますけど、有田町の4万2,867人を今のシステムで運ぼうとしたら、波佐見町がどれだけカバーばせないかんかと言うと、4,920万4,008円出さないかん。彼杵町の実績からしますと、4万6,935人を運ぼうとしたら、5,389万104円を払わないかんことになつとですよ。ところが、上のほうを見てもらえばわかりますけど、要は、乗合タクシーを実施されて、行政側の持ち出しは117万1,524円ですが、彼杵町、有田町は2,400万から2,494万と2,470万出しています。何を目的にやってるかと言ったら、そういう方々の足となって、行政サービスをやるというこの1点なんです。これでもうけようとか何とか考えてないわけですよ。今から先にどんどん進みます高齢化社会において、こういうシステムを導入しながら高齢者の皆さん方の足となり、そういう生活の利便性を求めた制度改革を、乗合タクシーじゃなくて、このようなコミュニティバスの導入も含めて検討されることをお勧めしたいと思います。

また、高齢者の皆さん方も去年1年間で高齢者大学には2,123人、また各地でグランドゴルフ等があります。そういう移動手段にも使われることは可能なんです。そういうことも含めて、ぜひこの乗合タクシーのみに限らず、こういうコミュニティバスの導入も含めて御検討していただきたいという思いで今回の質問をさせていただきました。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

いろいろな方法を、住民のニーズを聞きながら検討はしてまいります。ただ、先ほどの中で誤解があってはなりませんので一つお話ししますと、今、東彼杵町の例がありました、有田町の例がありました。路線バスが東彼杵町は全面的に撤退しております。有田町も一部撤退をしております。そういう中で今、川棚有田線、本町にありますけれども、その移送人員が平成27年度に7万7,700人程度の移送人員がございます。もちろん佐世保嬉野線の人員というのが、佐世保が入った数字しかわかりませんので、波佐見だけの数字が出ませんのでわかりませんが、そういった路線バスに対する欠損補助も行っておりますし、そういっ

た交通の手段の確保ちゅうのは図っているところであります。そこは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

それを含めて何とか高齢者の方、町民の方々の交通の利便性を高めるために、もう一度一考いただいて、コミュニティバスが廃止路線になったと言いながら、そのカバーを有田町はデマンドタクシーでカバーしています。そういう意味で、もうけ一辺倒、無駄一辺倒じゃなくて、そういうのも含めて考えていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に参ります。

次は、通学路についてのことですけれども、御回答いただきました伐採については、所有者が、また占有者に伐採をお願いしているところで、基本はそうなんだということでございました。しかし、この通学路の安全確保については、各地域の保護者の皆さんの切実な要望であることは承知なさってるんですよ。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

直接、私ども教育委員会のほうには具体的な場所等については届いておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

直接言わんといかんとですかね。町政報告会でもそういう御意見があります。そういうのを総合的にお話を聞かれることで、町民の方たちはその思いを伝えたと思っていらっしゃいますが、教育委員会に行って直接言わんといかんとごたです。そういうことでございましたら、この通学路の覆いかぶさった立木の伐採については、私も12月の議会で取り上げさせていただきます。教育長は、その12月の議会でこのように御回答されています。「子供は我々の宝であり、将来を託す子供たちでございます。その子供たちが登下校する通学路については、安全安心して通学するという、それを確保してやるのが当然のことでございます。したがって、今具体的なところが出ましたけど、これは私が皿山のほうと永尾のほうの話をさせていただきましたので、具体的なところが出ましたけれども、そういうところについても具体的に今後検討をしながら、子供たちを守っていく、そういう対策をとっていきたいというふうに思っております」と御回答いただきました。また、次長のほうからは、「長

野郷の通学路も現地を確認しまして、建設課と協議中でございます」というふうなことでございました。この件に関しまして、どういう協議をされて、どういう結果になったんでしょうか、お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

建設課を通じて、道路管理者のほうに話を行いまして、そちら様のほうから所有者の方に、木を切ってください、剪定をしてくださいとお願いをなされたというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

協議の内容はお知らせというか、聞かせてもらえないみたいですね。どういう協議をされてどういう方向に行ったのかを私は知りたくて質問しているんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

枝木の剪定を行ってくださいというお願いで、協議でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

お願いが協議ということは、僕は初めて聞きました。いろんな形の部署、部署の考え方があって、どうしようかと、先ほど言いましたように、教育次長も12月の議会では、前向きに子供たちのために何とかその方向性でやりましょうという御答弁だったと思いますが、お願いしますねだけで済んだということですね。どういうことになつとるんですかね。じゃあ、協議自体がなされずに、お願いしたということだけで事が済むような感じでおっしゃってますけれども、そうなんでしょうか。

以前から、12月の議会では、建設課長のほうから、所有者にお願いをする、所有者が切るのが基本ですということをおっしゃっておりました。基本はそうですかね。私は、その基本が間違っていると思います。伐採は行政がやるべきです。これは基本です。それに見合った答弁をされているじゃないですか。具体的にお話をすると、いや違うと。それの一边倒です。まず、九電の電線が立木が障害になって多くの皆様方のご家庭に安定した供給がされなかったときはどうされていますかね。電気の安定供給のために障害物を撤去しているのは九電で

しょう。さらに、個人で伐採されている歩道を、既にもう伐採がされている。同じ伐採をしなくちゃいけないところは伐採されていないところもたくさんある。先に伐採されてますからそういうわけにはいかんですよというお話も聞いたことがございます。そうなんでしょうか。やはり、この行政のあり方としましても、事情変更の原理というのが働きます。まさしく皆さん方もそれをなさってるんですよ。下水道の合併浄化槽補助金が増額しております、26年度から、プラスアルファ10万。河川清掃の委託料も補助額が50万アップしております。こういう事情が変われば、それなりの対応をなさっているんです、皆さん方は。だから、それを考えますと、伐採に関して、所有者が切らんばいかん、占有者が切らんばいかんということばかりは言うておられない事情があるわけです。所有者が波佐見町に不在で、相続ができておる、できてないいろんな事情がございます。所有者が財政的に豊富であれば伐採されることもあるでしょう。でも、財政的に苦しい人は伐採できないはずですよ。しかし、子供の通学路の安全は守らなくてははいけません。どうですか、教育長。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

前の議会でも御答弁いたしましたように、先ほどおっしゃいましたように、やはり子供の安全というのは守るのは当然でございます。その手段をどうするかというところに議論がなされているのではないかと思います。その手段として、町の決まりとして、所有者のほうに伐採をお願いすると。先ほども町長の答弁のほうにもありましたように、緊急、やむを得ない場合は町がするというふうなこともなっておりますので、そういうことを原則として我々は進めていきたいと。もちろん、子供たちの安全を守るというのは大前提でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

基本という御回答の中に、法律的にはというふうにおっしゃいますけれども、どういう環境で子供たちが通学しているかを御存じですか、皆さん。僕は朝一番に行きまして、子供たちの通学の写真を撮ってきました。この間から、12月から議会で申し上げてきた永尾郷の伐採を要請している場所です。ほとんど子供たちが木に覆いかぶさっていますよ。同じ永尾郷です。見てください。金屋郷、57メートル、先ほどの永尾郷は200メートルございます。野々川郷、75メートル、皿山郷です、同じく、皿山郷です。長野郷へのところですよ、68メートル。稗木場の山角です。見てください、もう道路の端まで来てますよ、140メートル。皿

山の焼野の入り口、56メートル。皿山、村木、稗木場郷の子供たちが通る焼野です。180メートル。子供たちがもう覆いかぶさっていますよ。こういう状況であっても、いやいや、これは基本的に町がやるべきじゃなくて地主さんをお願いしますの一辺倒の御答弁しかもらえませんか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、教育委員会のほうからも回答をしておりますけれども、原則として、議員御存じかと思うんですけれども、民法の中では、隣地の立木の枝が境界を超えるときはその立木の所有者にその枝を切除させることができるというふうになっていることは御存じだと思います。そして、先ほどの町長が答弁しましたように、緊急かつ通行の支障になるような枝葉につきましては、町のほうでその除去を行う場合もあるということで答弁をしております。それと、道路構造令の第12条の中に、歩道につきましては、御存じだと思うんですけれども、高さ2.5メートル、車道につきましては、4.5メートルの高さの部分については確保しなければならないという所有者の義務というのがありますので、それにのっとった所有者に対するお願いをしていきますし、どうしてもそれが支障になるということで緊急を要する場合については、町のほうで伐採をする場合もあるということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

基本的な中身の説明をされたと理解しております。ただし、子供たちの高さというのは私たちの高さの半分、もっと1年生、2年生というのは小さいです。そういう感覚でそういうふうなことをおっしゃるんでしたら、一度、一緒に歩いてみてください。現実がわかります。そういうことをいつまでたってもおっしゃるようでしたら進展しませんし、伐採できません。現在、東小学校が約20カ所、中央小学校が約42カ所、南小学校が約33カ所の登校の集合場所で集まり、集団登校を行っています。保護者も地域の方々も交通安全週間等には交差点に立つでしょう。そういうことも地域の方はなさっています。ボランティアで登校児童に同行して、児童の安全確保に町民の方も協力されています。そのことは教育長が何度もおっしゃるように、子供は宝であるという実践です。町民はもう、この実践を既にやっています。先日の南小学校の運動会でも、元気な児童たちの姿に、町長も教育長も皆さん、出席された方たちは喜んでいらっしやっただじゃないですか。その子供たちが毎日通るんですよ、毎日。集団

登校は、団体行動の大切さや交通ルールの学習等、子供たちが学ぶことが多く、教育長もそれを重視されてますよね。どうですか。では、行政としてそこに、子供の安全のためにやることはございませんか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

子供たちの安全ということでございますけれども、先ほど議員が示された場所、全て私も確認をしております、その中で、やっぱり町としてといいますか、所有者への指導等が十分でないところも、お願いが十分でないところもあると思われまますので、そういったところは十分にしながら、対応してもらえない箇所については、町のほうで対応する場合もあるということでお答えしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

回答のほうは全然、最初のほうの回答と変わらない回答と認識します。私としては、町がなすべきことは、まずもって子供のことを考えるんだったら、まずやることですよ。それを提案しておきます。

既に梅雨入りしました。通学路に差しかかった枝葉からは、ケムシ、イラ、ハチ、ヘビ等がいつ子供たちに落ちてくるかもしれません。子供のとる行動は、車道に飛び出して、大きな事故になる可能性もあるわけですよ。この件は、やはり予算がどうのこうの言っている暇はありません。直ちに伐採に着手してください。そういう申し入れをして次に移りたいと思います。

では、最後になりますけれども、教育施設、歴史文化交流館（仮称）の件につきましてですけれども、既に建設検討委員会が2グループに分かれて、専門的に検討に入っているということですが、この歴史文化交流館（仮称）が仮に建設されたら、今、通しでいっておりますが、少子高齢化社会がさらに一歩も二歩も進んだ社会における施設になることだけは十分検討に値する内容と、基礎資料だと、要素だと思います。全国の自治体では、将来の人口減少と税収の減収、そういうのを予見して、できるだけコンパクトなまちづくりに取り組んでいってほしいです。将来の負の遺産にならないよう十分検討していただけますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

今、御質問がありました件については、以前もこの資料館につきましては検討してまいりました。箱物をつくるということで来たわけですが、なかなか高額な予算が要るということで、今回の適当な古民家があったということで、コンパクトに抑えるということで現在の場所を利用した交流館をつくるということにしているわけでございます。したがって、先ほど議員が申されたように、多くの目的を持ってこの資料館をつくろうといたしておりますので、そこら辺を御理解をいただきまして、今後の部会とかあるいは検討委員会の推移を見守っていただければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

現在の分室が入っております旧公民館でございますが、それを移転をいたしますので、そういう施設を統廃合するという目的もでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

歴史文化交流館（仮称）をコンパクトにつくってくださいとかということじゃなくて、大きな、今回の一般質問に当たっては、少子高齢化社会がもう既に到来しているのをテーマに質問しているわけですよ。そういうことの流れにおいて、将来的に、今の子供たちが成長して多くの大人になっていくときに、彼らの足かせにならないような方法で、十分そっこのほうも含めて検討してくださいというお願いですので、誤解のないようにお願いします。

そこでですけども、展示を予定されている町内で発掘された陶片等に対する、今分室と言われる旧公民館にございますけど、そちらに対する、陶片等に対する思いをお聞かせいただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

波佐見の先人が一生懸命つくった陶磁器でございます。これが波佐見の地に埋蔵されておりました、それを発掘したわけでございます。先人の思いが詰まった歴史的な資産だと思います。これをしっかり後世に伝え、そして子供たちに伝える、そういうことによりまして、子供たちの郷土愛が育まれるというふうに思いますので、これをしっかり管理、そして展示していきたいと、そういう施設にしていきたいとします。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

施設のことは聞いてません。そういう陶片等に対する思いをお聞かせくださいということ  
を今申し上げたところでございます。その点、教育長はどうお考えですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

やはり、この交流館に対する思いというのは、先ほど次長も申しましたように、先人たちが残した貴重な遺産というもの、いわゆる文化遺産に多くの方が触れられまして、そして地域文化を創造するまちづくりの拠点になるということが一つ。それから、先ほどから言っておりますように、子供たちに豊かな人間性というものを培う郷土を愛する、そういうことによって子供たちの教育の場としての交流館であるということと、それから、そういう中に展示されたものを町民の方が見ることによって、波佐見というものを誇りに思う、そういう場にしたいというふうなことも総合的に含めての交流館というものを、そういう思いでつくろうというふうに考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

どうも質問の内容を御理解なさってないようで。交流館のことは今の質問ではしていないんですけども、お二人とも交流館、交流館ということでお答えされています。質問をしっかりと聞いてお答えいただきますようお願いいたします。

それで、そこまで先人たちの御苦勞が詰まった陶片等を町内で発掘され、今は旧公民館に保管されてますよね。それで、いずれ歴史文化交流館のほうに展示をして、子供たちの教育にというふうに思っているんじゃないですか。それほど町内で発掘された陶片に対する思い入れもあるということをごちらのほうで推測しながら、お話させていただきますけど、であるならば、現在の分室の旧公民館の雨漏り等はあることは御存じですよ。それ、なぜ修繕されないんですか。男女トイレの天井が剥がれて危険ですよ。大事な陶片等の管理を行う職員の職場環境はどうでもいいんですか。そこまで歴史文化交流館、交流館とおっしゃいながら、そこに展示する部分が今現在は分室の公民館にありながら、そこが雨漏りしているのは当然御存じだと思いますが、なぜそれを放置しているんですか。それが、そういう歴史文化交流

館の展示物になるということは承知でほっておかれているんですか。お聞かせください。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

雨漏りの箇所、御指摘を受けたとおり、かなり傷んでおるなということで考えております。既に旧公民館、現在の分室も50年を経過をいたしましたので、やはり構造的または部材等の痛みが激しいということで、おっしゃったようにトイレとか事務室について雨漏りがございます。当然、私どもも認識しておるわけでございますが、歴史文化交流館を建設する計画を進めておりましたので、最低限の補修をにらみながらその計画と整合性を図るということを行っておりました。現在、歴史文化交流館については再検討ということでございますので、緊急かつ応急的な雨漏り対策は行っていきたいというふうに思っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

歴史文化交流館（仮称）について、それを中心に御答弁される一方で、そういう現状に危険とか、保管には不適切な環境があるというのを見過ごされているみたいですね。そういうのをしっかりやらない限り、目的とされています歴史文化交流館のお話の絵に描いたようなお話が成功裏に終わるとは到底思われません。早急に修繕を行い、その環境に働く職員の人たちの職場環境も改善しながらやらないと、方向性というか、向いていらっしゃる方向がどうもそっちの歴史文化交流館（仮称）のほうばかりに向かれて、現実合わないほうに向かっているような気がしてなりません。しっかり修繕等を行うようにここでお願いしておきます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

私たちが分室で働いている職員の環境というふうなものは当然考えております。向こうのほうから要求を出させまして、そして修繕する箇所あるいは補修する箇所、そういうふうなものを行っていつているわけですよ。ただ、完全な、今次長申しましたように、ある程度移転というものを考えておりますので、それと並行しながら行くことは大切なことであろうというふうに思いますので、その環境を悪くするような、そういうふうなことは私たちとしても考えておりません。だから、職員の環境というものは当然考えながら今後も行きたいと思えますし、現在もやってまいりました。それが100%と言われればそうではないかもしれま

せんけれども、十分環境というふうなものを考えながら、職員の働く場というものを考えてきたつもりです。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

全く否定はなさっていませんけど、そういう方向性が感じとられますので、そこはしっかりやっていたかかないと、歴史文化交流館（仮称）のほうばかり向いていらっしゃるような感じがします。

そういうことで3点質問させていただきましたが、やはり高齢化社会はもうそこまで来ますというか、もう、実際進んでいます。そういうのを考えて、これからの行政のあり方、サービスのあり方を今後の町民の皆様方の利便性、また生活の豊かな環境づくりについても一丸となって町政の行政サービスを進めていただきたいと思います。そこには、予算が当然伴うものもございませぬ。予算が当然伴うものもございませぬが、いかんせん予算がございませぬということを通り一遍のように回答なさるケースが多ございませぬ。それではなくて、なぜかといいますと、今度の予算にも庁舎建設に3,000万、教育施設に3,000万、基金の増額をされていますね。そういうことであるならば、今、生きてここの町民として一生懸命自分の人生を全うする町民の皆さん方に、波佐見町に住んでよかったと思われるような、一つ行政を進めてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

これをもちまして、質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時30分より再開します。

午前11時11分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 城後光議員。

○1番（城後 光君）

こんにちは。私は、波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一番初めに書かれている

んですけども、「本町の現状と課題を把握し、その強みと弱みを分析し、官民が一体となって本町の経済の更なる好循環を作り出し、新しい人の流れを生み、そして結婚・出産・子育てのしやすい環境づくりに資するための戦略を考えていきます」というものが基本構想にありますので、これにのっとなって今回の一般質問をさせていただきます。

1 番目です。まず、高齢者に対する町内交通体系の整備について質問いたします。

平成29年3月に改正されました道路交通法により、75歳以上の運転者においては、運転免許更新時、認知機能の検査が追加されております。町内でも多くの高齢の運転者がいらっしゃる一方で、運転への不安から免許を返納されるケースも増えております。一方で、交通公共手段が充実しているという状況とは言い難いというふうに考えています。その上で質問です。

1、運転免許の返納を行った高齢者に対して、何らかの交通支援を行う考えはありますでしょうか。

2、予約制乗合タクシーについては、路線によって稼働率に差があるということですが、運行の見直しを行う考えはないのでしょうか。

3番、年々利用者が減少している路線バスの利用を促進するために、高齢者向けの割引クーポンなどの発行をする考えはないのでしょうか。

次に、第59回波佐見陶器まつりの反省点と次回開催に向けての展望について質問をいたします。

ことしの陶器まつりは、好天に恵まれ、32万2,000人のお客様に御来場いただいております。やきもの公園本会場以外でも、多くの出展者が町内各地で魅力ある企画を立て、交流人口の拡大に多大なる貢献をいただいております。一方で、新しい取り組みも増えておりますので、そういった課題も見えてきているんじゃないかと思えます。

1 番目の質問です。私設の駐車場にも、誘導標識の表示ですとかトラブル時の対応の方法、住所の案内など、初めて町にいらっしゃる方にも安心いただけるような一定のルール of 徹底を行う必要があるのではないのでしょうか。

2 番、波佐見町、有田町を周遊されるお客様も一定数に上っております。相互の会場での案内の掲示やマップを配布するなど、お客様にさらなる満足度を得ていただくために、地域、主催団体等を越えた連携が必要ではないのでしょうか。

3 番、陶器まつり期間中、町内で行われるイベントですとか、飲食店が一覧できるような

マップなどを年間の行事予定とともに、紙媒体とかインターネットで提供することはできないでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1 番 城後議員の御質問にお答えいたします。

まず、高齢者に対する町内交通体系の整備について。

平成29年3月に道路交通法が改正され、75歳以上の運転者においては、免許更新時、認知機能の検査が追加され、運転免許を返納されるケースも増えていると。運転免許の返納を行った高齢者に対して何らかの交通支援を行う考えはないかとの御質問ですが、近年の高齢化傾向に伴い、運転免許保有者の高齢化と免許自主返納者の数も増加傾向にあります。長崎県内の65歳以上の返納者の状況は、平成24年に865人であったものが、平成28年には3,417人に増えており、傾向では、高齢になるほど多く、また、地域別の返納率では、公共交通機関が幾らか便利な都市部で多く、辺地が多い地域で低い傾向にあります。これは、返納後の移動手段に不安を持っていることが要因であることは明らかであります。高齢運転者の安全確保、交通事故対策を考えれば、自主返納を促すことは得策と思われ、推進している市や町では、公共交通機関のバスや鉄道、タクシーの割引券交付、長崎県営バスは、エリア限定の定額乗り放題定期券、交通安全協会による商品券交付などが行われています。本町においても、返納の推進はすべきと考えていますが、返納時のみの優遇措置は、将来の不安を払拭するものではないため、町内の移動手段を幾らかでも柔軟に確保できる予約制乗合タクシーが有効であると考えています。今年度に、利便性の高い乗合タクシーの抜本的な見直しを検討することとしていますので、地域性等に配慮した免許返納、高齢者の対策も含めて研究をしていきたいと思えます。

次に、予約制乗合タクシーについては、路線によって稼働率に差があるようだが、運行見直しの考えはないかという御質問ですが、3番 三石議員の質問でも答弁いたしました、乗合タクシーは、交通空白地帯の解消を図るためのシステムとして整備構築したもので、路線バス、乗合タクシー、民間タクシーの3層で構築し、それぞれがその役目を担い、町民の足の確保を図ろうとするものです。この乗合タクシーは、町内全域に12路線を設け、1路線当たり週2回、1日3往復の完全予約制となっています。議員御指摘のとおり、12路線ある

中で、路線によって稼働率にばらつきがあり、約35%の稼働率から全く稼働しなかった路線まであります。このような状況の中、導入から6年目を迎え、いろいろな諸問題もあることから、平成29年度において、高齢者を中心に住民アンケートや聞き取り調査を行い、住民ニーズを分析し、関係者で構成する地域公共交通会議の中での協議や、交通事業者との協議を重ね、少しでも利便性が向上するようにシステムの見直しを行う考えです。

次に、年々利用者が減少している路線バス利用促進のため、高齢者向け割引クーポンなど発行の考えはないかと。本町で運行されている路線バスは、西肥バスの佐世保嬉野線、川棚内海線がありますが、利用状況については、自家用車の普及に伴うマイカー利用への移行などにより、議員御指摘のとおり、減少傾向にあります。これは、本町に限ったことではなく、全国的な問題で、地方の路線バスの利用者はかなり限定されており、免許年齢に達しない高校生以下の通学と、高齢者の生活移動手段としての利用が中心となっています。このような中、西肥バスにおかれましては、燃料高騰、運転手不足など悪条件の中、運行単価の縮減に努められているのはもちろん、65歳以上の方限定に年間3万4,800円で乗り放題のリフレッシュ65の商品を提供されるなど、利用者促進策をとられています。高齢者向けの割引クーポンなどの発行をとのことですが、近隣市町においては、主に福祉政策として実施されているところもあり、利用促進につながるかどうかも含めて、調査研究してまいりたいと考えています。

次に、第59回陶器まつりの反省点と次回開催に向けての展望について。

やきもの公園本会場以外でも多くの出展者が町内各地で魅力ある企画を立て、交流人口の拡大に多大なる貢献を行っていただいている。一方で、新しい取り組みへの課題も散見される。私設駐車場にも誘導看板、標識表示、トラブル時の対応方法、住所の案内など、初めての来場者にも安心いただけるような一定のルール徹底を行う必要があるのではないかとという御質問ともう一つ、波佐見町、有田町を周遊されるお客様も一定数に上り、相互会場での案内表示やマップ配布など、お客様にさらなる満足度を得ていただくために、地域主催団体を超えた連携が必要ではないか。また、陶器まつりの期間中、町内で行われるイベント、飲食店が一覧できるようなマップなどを年間行事予定の案内とともに、紙媒体もしくはインターネットで提供することはできないかという質問ですが、波佐見陶器まつりは、ことしで59回目を迎え、過去最高の32万2,000人のお客様に御来場いただき、大いににぎわいました。今回から、長崎キヤノン様の御厚意により、社員駐車場をお借りして、特設大駐車場として利

用させていただき、また、東小学校の校庭も駐車場として利用したことから、一部時間帯を除き、交通渋滞も少なく、スムーズな誘導を図ることができたことも大きな収穫となったようです。御存じのとおり、この波佐見町最大のお祭りは、窯業関連団体をはじめ、関係機関等で組織する波佐見陶器まつり協会において開催され、波佐見焼振興会を事務局として、関係者が一丸となって運営されています。本町職員においても、駐車場整理や観光案内所等に全職員が出動し、お客様に満足いただけるよう、おもてなしの心で対応したところです。陶器まつり開催に当たっては、何回もの事前打ち合わせの会議や、警察や消防をはじめ、関係機関との入念な打ち合わせ協議を行い、また、終了後も100項目を超える気づきや問題点、課題等を出し合い、次期開催に向けて問題解決のための協議が行われているところです。議員御指摘の全ての案件についても既に問題提起されており、主催者でも次期開催までに解決できる部分は解決されるよう、行政側としても指導をしていきたいと思っております。特に、来年は陶器まつりも60回目の節目を迎えますので、いろいろなアイデアを出し合い、さらに盛り上げていけるよう、またお客様の満足度向上のため、交流人口の拡大のためにも、関係団体とともに努力していく所存であります。

**○議長（今井泰照君）**

一般質問の途中ですが、しばらく休憩します。

午後1時より再開いたします。

午前11時43分 休憩

午後1時 再開

**○議長（今井泰照君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

城後議員。

**○1番（城後 光君）**

まず、高齢者に対する交通体系の整備について御質問させていただきまして、町長から答弁をいただいて、今後見直しを検討するというので、三石議員の質問の中にもそういう答弁があったんですけども。

では、まず高齢者の運転免許者数の実態が今どういう状況になっているのか、波佐見町を含めて、東彼三町も含めてどういう状況かというのを、実際、運転免許証の高齢者の保有状

況とか、自主返納がどういう状況で進んでいるかをまずお伺いできませんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まず、高齢者の免許証の保有状況、それから返納状況についてでございますが、これは29年の3月末現在の状況でございますけれども、60歳から、ちょっと年齢の階層が若干違っております、65歳以上にはなっておりませんが、60歳から69歳が、免許証の保有状況で1,137人、それから70歳から79歳についてが614人、80歳以上が278人という状況になっております。

それから、免許証の返納の状況です。川棚警察署に問い合わせた段階で、各町ごとの返納の状況については、トータルの数だけしかわかっておりませんので、自主返納の件数が、川棚警察署管内では81人、免許証の人口が6,296人に対してですので、率的に言うと、構成比率からいけば川棚警察署管内では、1.287%程度の自主返納の率にとどまっていると、そういう状況でございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。答弁いただいたように、かなり数が非常に多いというのが、皆さんの認識にあると思うんですけれども、この中でいらっしゃる方で、町長も次、免許更新されるタイミングはかなり、例えば運転免許を更新されるケースで、もしかしたら何か認知機能にひっかかるとかいう可能性もあると思うんですね。そういうことで、非常に身近な問題だなというふうに感じます。

一方、先ほどお話があった乗合タクシーに関しては、見直しをされるということであったんですけれども、実際、今運行されているのが2社あるんですけれども、例えばドライバーさんの年齢とか、あと、実際どれぐらい稼働しているとか、そういうのは町側のほうでは把握されているでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

実際、うちのほうではつかんでないんですけれども、調べたんですけど、今ちょっと手元がない状況で申しわけないです。済みません。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

## ○1番（城後 光君）

済みません。実は事前にいただいてまして、多分、同じ情報だと思うので今お伝えできればと思うんですけど、2社あるタクシー会社さんで、1社が62歳、もう1社が55歳ということで町のほうで聞き取りをされているということを伺いました。稼働状況は、1社が95%、2社が80%。非常に高い状況で、要するに稼働も非常に高く、ドライバーの方も高齢であるという状況というふうに認識できると思うんですね。

例えば、私が雨の日にたまたま自分の車がなくて、タクシー会社さんのほうに電話をして今から来てくださいと言うと、例えば2時間待ちですとか、そういうケースは、私が電話した3回ぐらいの中で2回ぐらいありました。ほかの方も同じ状況は感じられていると思うんですね。例えば、雨が降ったりとか、何らかの形で公共交通機関が必要なイベントとかあるときは、非常に普通のタクシーもつかまえにくい状況というのがあると思います。その中で、乗合タクシーはほとんどタクシー会社さんに依存している状況なので、見直しをされると言っても限度があるんじゃないかなというふうに感じます。

先ほど、三石議員の質問の中の答弁にもあったんですけども、路線バスをもっと使っていただけるようにという仕組みもとられているんですけども、例えば、ことしの予算ですと1,000万円以上予算が欠損補助に充てられている状況ですね。要するに、交通体系全体の波佐見町全体でどういう形であるかという部分は、十分全体をどういう感じであるかというのが何かはっきりしてないんじゃないかなというふうな感じがしています。先ほど三石議員がやりとりされた中でもそういう部分が見えなかったの、例えば、路線で少なくなってきた部分を何か対応すると。例えば、交通空白域で乗合タクシーがもう少し改善するようにするとか、トータルの見直しというのがなかなか今までとられてなかったのかなという部分を感じます。

せっかく29年度中に検討されるという機会なので、いい機会なので、ぜひゼロベースとは言わないと思うんですけども、本当に高齢者の方がふえていく状況の中で、本当にベストなやり方という部分を、路線バスとか乗合タクシーだけじゃなくて、いろんな部分でぜひ検討をしていただきたいなというふうに感じます。

その中で、私の一つ提案というか、いろいろ調べている中で、リクルートさんのサービスで、あいあい自動車というサービスがあるんです。これは、どういう形かという、一般的に言うと運転代行の仕組みを高齢者に使えませんかという提案をリクルートさんがされてい

る、あくまでこれはウェブのサービスなんですけれども、要するに、私の車をどなたかに運転していただくという形だと、白タクの行為に当たらないということなので、自分の車として共同所有を地区の人にさせていただいて、それを別の人が対価を払って運転するという形であれば、一応問題がないという法制度があるみたいなんです。そういう仕組みを使って、実際に愛媛で地区を運営されているということが、自治会単位でやられているというケースがあるみたいですので、ぜひそういう先進的な事例を踏まえて、お金がかからない形で何らかの、高齢者の方が移動に使いやすい仕組みというの、ぜひあわせて検討をしていただきたいなというふうに感じます。

もう一点が、全然ベクトルというか、やり方が変わってくると思うんですけれども、やっぱり高齢者の方が歩いていく環境をもっとつくらないといけないと思うんです。要するに、現実的に運転されない方が増えていくと思いますので、家に引きこもってしまうと、なかなかちょっとの外出もおっくうになってしまう。そういう意味で、例えば、直接関係ないと思うんですけれども、健康マイレージという仕組みが今後始まるんですけれども、何かそういう運転免許を返納された方に、何かこういう、今波佐見町がやっている仕組みで、こういう仕組みを流用してもっとドライバーじゃなくなった方に歩いていただけるような仕組みというのは何か考えられないか。今のところ、具体的な話はないと思うんですけど、こういう仕組みは考えられるんじゃないかというのがありましたら教えていただければと思うんですけど。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

何点か質問があったと思います。

まず最初に、全体的な交通体系が全然議論されていないみたいな感じの質問だったんですけども、まず基本的に交通体系を考えると、乗合タクシーだけ私たちが走っているわけじゃないというのは御理解いただきたいと思っております。まず、路線バスがあって、民間のタクシー会社があって、その中間という位置づけで、答弁にもありましたように、乗合タクシーの制度を当初導入したものでありまして、これは、路線バスがなくなったら非常に困る状況になります。当然、タクシーも今言われたように、タクシーもなくなったら困るんですよね。何か一つでいいというふうな体系ではいけないと思っております。それで、路線バスとタクシーとも共存していくような新たな交通システムができないかということで、こ

の乗合タクシー、いろいろ協議の中で、当時最適な状況ということで導入した経緯がございます。ただ、しかしながら、5年たちまして、いろんな問題点がありますので、言われたように、いろいろな可能性を探りながら、検討はしていきたいというふうに考えております。ただ、交通事業者を押しつけてまではできないというのは御理解いただきたいというふうに思っております。

そして、次にあいあい自動車、これが来るだろうなということで私も調べさせていただきましたけれども、非常に新しい制度で興味深い制度だというふうに思っております。これが果たして波佐見町に合うのかどうかも当然検討しないといけないと思いますけれども、タクシー事業者の領域を侵すことにならないのかとか、また免許を返納した方が自動車を保有し続けて初めて成り立つ制度だと思っておりますので、維持費をかけながら運転してもらうのにお金を払ってというのが、果たして今の波佐見町の中で受け入れられるものかというのが、当然検討が必要かというふうに考えております。いずれにしても、新しい制度ですので、十分な検討をさせていただきます。

高齢者が歩く仕組みといたしますが、一応乗合タクシーの考えも、ドア・ツー・ドアではなくて、少しは歩いていただきたい。例えば、宿周辺の宿ステーションからスーパーまでは歩いていただきたい。家からバス停までは歩いていただきたいというのも基本にありますので、全て何といたしますか、玄関出て、ドア・ツー・ドアを推進するだけじゃなくて、そういうのも必要かと思えますし、そういった健康マイレージの仕組み等については、私も管轄外になりますので、その担当のほうから答弁したいと思っております。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

先ほど城後議員からございましたマイレージの件なんですけれども、マイレージ自体も波佐見町の町民が健康になってもらうということの大前提のもとで取り組みを行うことで、ことしから始めるようになりました。実際に、高齢者の免許の返納ということで、それを取り入れるかどうかというのは今後の課題だと思っておりますし、その返納自体が健康につながるかどうかというのはまた置いといてなんですけれども、ほかの分野も含めて今後取り入れていく必要があると思うので、その辺も順次、事業を進めながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。ぜひ、分野、課関係なく、いろいろ検討していただいて、高齢者の方がどんどん動いていただける、そんな町になれば、交流人口の拡大にもつながっていくと思いますので、いろんな意味で検討していただければと思います。

あと、もちろん、三石議員が先ほど質問されていたとおり、理想としては極端な話、今買い物に行こうと思うと、どうしても宿の地区とかあとは役場周辺に山間部とか遠隔地から来ていただくという仕組みをやるのが、現実的にはそれをするしかないんじゃないかなというふうに思うんですけども、ただそれをする、先ほど三石議員がおっしゃったように、非常に利用者がたくさん増えたのに付随して予算も上がってしまうわけですね。それは現実的ではないという形で、多分、直近でどうこうという話ではないと思うんですけども、将来的に国のほうの施策としてもドローンを使った配送とか、要するに、高齢者の方はどうしても御自宅に住まわれていますので、それを急に、例えば宿のほうに引っ越してきてくださいというのは多分無理だと思いますし、各地区の存在もなくなってしまうので、そういうことはできないと思うんですね。ただ、例えばバスなり何なりが予算とかいろんな都合上できなくなると、今度は届けるという仕組みを何かサポートするような形というの也被えられると思うんですね。例えば、キヤノンマーケティングジャパンさんが、仙台市で、ドローンの特区なのでドローンの実証実験を行われているんですね、配達を。家とかそういう部分に物資を運ぶという実験をやられてるんですよ。波佐見町でもキヤノンさんがせっかく位置されていますので、例えばそういうドローンの特区を、キヤノンさん自体が10カ所ぐらいそういう実証実験をしたいということで意向がありますので、そういう、キヤノンさんにこういう仕組みが検討されているのであれば、ぜひ私たちのほうで実証実験してみませんかとか、何らか先を見据えてぜひ取り組みをしていくという検討は考えられないのかと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

交通の観点と少し離れると思うんですけども、買い物難民という観点では、非常に困っている高齢者といいますか、住民の方がいらっしゃると思います。先ほど言われましたドローンも、私は初めて聞きましたけれども、そういった制度も、将来的にはそういうのがあればどうなるのかというの也被えする余地はあると思います。その前にも、配達に関しての仕

組みというのをもう少し、民間でやられている部分もありますし、いろいろコンビニあたりもそういった配達システムのいろいろな制度を民間のほうでもやられています。そういったものをいろいろ整理しながら、いろいろ新しいことも研究しながら、先を見据えるというのも一つの手かというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。ぜひ、先ほど申し上げたのが、6月9日に閣議決定された未来投資戦略2017の一つの項目になってまして、健康寿命の延伸、移動革命の実現、サプライチェーンの次世代化、快適なインフラ・まちづくり、フィンテックという項目、これを国として推し進めるという項目がありますので、恐らくこれに付随して、多分子算面も国のほうとしても考えられると思いますので、こういう国が新しくやるものにぜひ、いきなり何か住民の方と直接関わる部分とはならないと思うんですけども、新しいことをやっている町、波佐見ということでPR材料になれば、例えば、企業さんも関心を示してくれると思いますし、いろんな課題が起きているのを後ろ向きに捉えるのではなくて、前向きに解決して行って、起業、創業とかにつなげるように検討をしていただければというふうに思います。

次に、路線バスに関して、高齢者向けのどうこうということは今のところ考えられないというふうな認識を、答弁の中で私は受けたんですけども、例えば、現実に今、先ほどもちらろなくなつては困るとおっしゃられまして、内海川棚線なんですけれども、現実的にお昼間に使われている利用者さんというのは非常に少ないわけですね。便によっては、一人とか、乗られていないバスも結構走っています。もちろん、いろんな面に対応改善策は協議されていると思うんですけども、ただ、年々予算は、例えば29年度だと1,026万、28年924万、27年が8,769万、年々増えているわけですね。ですので、これをそのまま小手先の改善で行っていくと、多分、今後も増えていくと思うんですよ。なので、例えば、川棚から波佐見に観光で来ることによって何かメリットがあるとか、何かもう少し、川棚町側から入ってきて波佐見にいらっしゃるような仕組みというのももう少し考えないといけないのかなと思うんですね。というのが、現実的に観光客の方って、ほとんどが有田駅から来られていると思うんですけども、そうするとバスは必要ないわけですよ。路線バスを使っていただく経過で言うと、川棚駅から来ていただければ、バスを使って利用していただく。例えば、佐世保地区とか長崎、どっちもそうなんですけれども、非常に大きな船が入ってきてまして、海外

から来るお客さんも、直接ツアー以外のお客さんというのは数ははしれていると思うんですけども増えていきます。なので、そういう周遊とかその辺も川棚を起点に来ていただければ、波佐見にも川棚にも観光ができるというプランも、ぜひ、町側から積極的に川棚町を含めて協議をしていただくとか、前向きな利用促進につながるような仕組みもぜひ検討いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに東彼三町の観光の連携というの、今までも何回となくやってきた経過がありますけれども、なかなか東彼三町の場合の観光連携がうまくいっていないところもあります。おっしゃるように、川棚からのバスの利用ということなんですけれども、これはちょっと整理したいんですけども、普通の路線バスの主な利用の体系は、観光というより、地域住民の方の足であって、そこと観光とごっちゃにまざってしまったら、少し理論がおかしくなるんじゃないかなというふうにちょっと思っております。当然、観光で利用する方もいらっしゃるかもしれないんですけども、そこに重き政策を置くべきなのかなというのは私としては疑問に思っています。やっぱり地域住民の足としての構築ということで、昼間乗っていないから、昼間なくしたらいいとかじゃないんですけども、全体的に路線がしっかりとした時間を刻んだ路線ができるような仕組み、もっとバスを利用しようという運動、そういうところをやっていくべきであって、観光によって、当然、観光利用者も大事ですけども、観光利用者が路線バスを利用してここに来るというのを期待するより、もっと地域住民が乗るような方策を考えるべきじゃないかなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

別に私は観光がメインとか、住民の方がメインとかそういう問題ではなくて、できるだけ多くの方にバスに乗っていただかないと、今後ずっと赤字幅が増えていくので、欠損が増えていって、予算がたくさんかかりますよという視点を持っていますので、別に何か、どれかに特化するとかじゃなくて、いろんな面でもっとバスが使われるような仕組みというのをぜひ検討していただければというふうに思います。

次に移るんですけども、2番目、陶器まつりについて、いろんな部分で課題は感じていただいているという部分は町長の答弁にもありましたし、陶器まつり実行委員会の会議の議

事録等も拝見して、皆さん、いろんな部分で問題を抱えられて、60回に向けていろいろ検討をされているという部分は重々認識しております。

一番私が難しいなと感じているところは、例えば、窯業界とか、要するに陶器まつりの実行委員会、陶器まつり協会がやられる部分と、ここは町がやられる部分、お互いにこっちの責任だという形になってしまうと、なかなか進まないわけですね。なので、交流人口拡大という部分を一番町のテーマとして、一番か知らないですけども、大きなテーマとして掲げられているので、これは陶器まつり協会がやるということではなく、一緒にぜひ検討していただければというものを非常に感じますので、ぜひそこは前提として検討いただければと思います。

今、今回の59回を踏まえて60回、記念すべき祭りにするということで、陶器まつりの協会、窯業界のほうも検討されていますし、町としても、ぜひその機運でいろいろな形で、新しい企画をしたいというふうにお話をされているんですけども、例えば具体的に今、町のほうで60回に向けて、こういう新しい取り組み、こういう考え方をもとにやっていきたいというのがありましたら、教えていただければと思うんですけども。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

答弁にもありましたように、それぞれ持ち場持ち場で、実際わかっていらっしゃると思いますけれども、一緒になって職員も関係団体も一緒になってやっております。ただ、主催は波佐見町ではないということは御理解いただきたいと思っております。

そして、60周年に向けては、今検討を関係団体と一緒にやっているところで、今のところ、町として、じゃあこれをやろうというところまではまだ至っておりません。

以上です。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。まだ具体的な話が検討されていないということなので、私からいろんな方に、関係する宿泊施設の方とか観光施設の方とか、いろんな方にお話を聞くと、よくおっしゃるのが、レジに待っている時間がどうにかならないのかという部分が、非常にお話が多いです。もちろん、本会場も含めてそうなんですけれども、そのブースの部分は陶器まつり協会の方がメインになって言う話ではあるんですけども、別にそれが祭りだけじ

やなくて、そのほかのことにもかかわってくると思うので、ぜひこの場でお伝えしたいと思うんですけども、例えば、現金を使わない決済の方法、電子マネーですとか、あとは今いろんなビットコインとかそういう新しい通貨の仕組みとかを取り入れられ始めているわけです。例えば佐世保でもそうですし、周りの近隣の観光地でもどんどん現金以外の決済が使われています。先日開催されたはさみストアでも、クレジットカードで購入されるお客様も非常に多かったです。そういう形で、現金以外で決済をすれば並ばなくて済むわけですね。間違いもないと。そういう部分を導入する事業者さんには、何かサポートを町としてやってあげるとか、例えば、直接サポートができなかったとしても、こういう運用はどうですかという提案をするとか、何かそういう新しい、先ほどの未来投資戦略2017にもフィンテックという金融に関するITの仕組みがあるんですけども、その中でも決済に関しては一つ項目をつくられていますので、ぜひ、そういう部分を進めていっていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

陶器まつりにおいてもですけども、東京ドームとかでもそうですけれども、レジ待ちがすごく今多い状態というのは認識しているところです。東京ドームでもクレジットカードを導入されてやられていますけれども、陶器まつりの会場でもされているところもあるのかなと、個社で対応されているところもあるのかなというふうには思っております。そういう新しい決済の仕組みをそういう出店の事業者あたりがそういったのを全体的に希望されて、陶器まつり協会でこうやりたいんだという方向性があって、じゃあシステムを全体的に導入しようじゃないかというふうになれば、そういうところはいろんな国の補助事業あたりでそういうのがないか、いろいろ検討しながらやっていくべきだというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

もちろん事業者さんからこういうのがあればというのは対応していただくんですけども、こういう仕組みがほかの地区では使われていて、それが海外から来られたお客様に好評みたいですよとか、そういうアナウンスもぜひ町からもやっていただいて。要するに、どっちかを待つんではなくて、双方向でやっていただければというふうに感じます。

あとは、今回の陶器まつりでも非常に問題というか、気にされていたのが、宿泊施設の不

足ですね。当然、ホテルが、AZさんとか、ブリスヴィラさんができているので、そこで泊られているお客様もたくさんいらっしゃるんですけども、近隣のホテルもいろんな滞在客が多いのでいっぱい状況で、なかなか泊まれなかったというお話も聞きます。今回、例えば本会場以外で出されたお店で、朝から並ばれたケースというのが、前日に入られて夜を過ごされたというケースもありますので、もう少し民泊とか、例えば1年間やられてなくても、臨時的に、陶器まつりのときだけ何かやっていただける仕組みがあれば、もう少し泊まりたいとおっしゃる方を受け入れる仕組みができるかなと思うんですけども、そのあたりはいかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、農林課とともに民泊の推進についてはやっておりますけれども、一時期10軒近くまで行ったんですけども、また少し下がってきている状況であります。特に、昨年度からでしたか、民泊、今まで農家民泊といいまして、農業をやっていないとできなかった民泊の制度が、それ以外でもできるように規制緩和されております。そういったところで、私たちとしてもそういった民泊を増やしていきたいという思いはありますので、そういう推進をやりたいと思っていますし、都市農村交流協議会というのがありますので、そこに加入していただいて、民泊の輪を広げていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいま民泊のお話が出ましたけど、この後の御質問にも、広域連携でそういった民泊の連携ができないかというような御質問もあっておりますので、今のそういった検討を大村とか東彼杵町とか、受け入れ体制をもう少し強化をしていこうというふうな動きも出てきているところでございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

さっきの決済の件については、昨年が一番異常だったなというふうな思いをいたしております。そういうことで、これだけいろんな便利な決済の仕方がたくさんあると。東京ドームでも毎年毎年改善をされておまして、あそこに参加している商社メーカーの方々は、そういうことに非常になれてきていらっしゃるんじゃないかなというようなことで、陶器まつり

の協会の方々ともそういう話をしながら、やはり顧客本位、お客さん本位ということで、できるだけ待たせない。そのためには、全部参加しなければいけないという、なかなかできない。ある面では、できるところから先にやって、いい先行事例を見せていくというような形でやらないと、今のネットの時代に、これだけの広がりがあるのに活用しない手はないなというふうに思っておりますので、その御提案は私のほうからも要請をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。ぜひ、町長もおっしゃられたとおり、前向きに、別にどこが主体とか関係ないと思うんですね。いいものはいいと、取り入れていただくように努力をさせていただければと思います。

あと、もう1点、陶器まつりで私が見ていて非常に気になったのが、アンケートとかでも非常に多かったんですけども、上の公園にお子さんが遊びに行かれて危ないとか、あとは落石をされたというケースで、下に非常に危険な思いをされたというケースがアンケートでも寄せられていました。実際に、今回32万2,000人と、非常に多くの方がいらしているんですけども、その要因としては、有田地区に比べれば、お子さんが連れてきやすいというところが選ばれる一つの要因になっていると思うんですね。

現実的に会場を見渡してみますと、小さなお子様を連れて来られている方が非常に多くて、買い物に真剣なお母さん、子守をするお父さん、そういう図ができ上がっています。例えば、もっと、おじいさんおばあさんとかと一緒に子守をされているケースもあるんですけども、要するに、買い物から見て回るという形に陶器まつり自体が変化している中で、子供が遊べるというか、楽しめる場所というのが必要になってくると思うんですね。例えば、別に来年とかじゃなくて、再来年の話へ目を向けますと、講堂も改修が完成すると思うんですよ。そういう部分で、こういう全体的な、本会場は買い物をする方、違う地区では子供が遊べる場所とか、何かそういう今の来られるお客さんのニーズに合ったものを、先に先に検討していただければ、もっと家族連れの方が波佐見町よかったねと満足していただける機会になるんじゃないかなと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、本会場だけじゃなくいろいろなところとの連携もできていけば、お客様の満足度も向上すると思いますので、その辺も含めたところでいろいろな関係機関とそういう先の話ができていけばいいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

今、陶器まつりだけじゃなくして、いろんなイベントでは、子供をいかに楽しませるか、遊ばせるかというようなことがありますし、先ほど、旧講堂の問題、例えば歴史文化交流館のそういうところに、ちょっと離れたところに、例えばそういう憩いの場に二、三時間ずつ遊ばせるというような、そういうことは必要ではないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。今後、例えば講堂ができた後に、じゃあ、こういう使い方をしようとかいうのではなくて、前もって前もって、そういう使い方もあるよというのをぜひ検討を、今後も多分、検討委員会とかでいろいろ考えられると思うんですけども、そういうところでぜひ考慮していただければと思います。

あと、もう1点、私が非常に感じる部分がありまして、例えば、は写メ焼コンテストのあの寄せられた写真ってどうなったんだろうというのが素朴な疑問なんですけど、陶器まつりで見て感じるのが、やっぱり東京ドームと比べれば、コーディネートが見られないんですよ。当たり前なんですけど、もともとがガサ市から始まった市なので、売ることが中心だったと思うんですよ。ただ、来るお客様の層がどんどん変わっていますので、できればそういう使われている雰囲気を見たいというお客さんも結構増えていると思うんですね。こういうコーディネートがされているんだったら、ああ、じゃあこのお皿も一緒に買おうとか、そういうのが実際、東京ドームで起きているわけなんですよ。せっかく、それこそ町の予算も投じられて東京ドームでいろんな仕組みがうまく、どんどん年々お客さんが増えている仕組みがありますので、ぜひそれを陶器まつりにもフィードバックしていただいて、例えば、会場の中でテーブルコーディネートの写真、は写メ焼グランプリの写真を並べるとか、いろんな組み合わせで、東京ドームのよかったところを陶器まつりにフィードバックするというのも、ぜひ60回に向けて検討いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

やっぱり、焼き物をただ、器を売るだけじゃなくて、そういった見せ方といいますか、利用の仕方とか写真とか非常に大事だと思っております。そういうところ、いろいろなポップを使ったりとか、今、現に、実際、各個社においても、昔のサンテナに並べて売るという方式から、非常に見せる売り方になってきていると思います。そういうところに、またこっちも、何かくさびを入れてそういったものがもっと発信できて、少し刺激になるようなことができれば、それもあわせて検討していきたいと思えます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ありがとうございます。ぜひ、東京ドームとか代官山のフェアとか、そういう部分も随所随所で陶器まつりのほうに活用していただくような仕組みというのもの、要するにイベントの連携ですね。多分、今もはさみストアとかがそうだったんですよ。レシートに「次は波佐見町で会いましょう」って書いてあったんですね。ただそれだけなんですけれども、実際にそのレシートを見たお客さんが波佐見に、陶器まつりに来られたお客さんも多数あったというふうに向っていますので、ぜひいろんなイベント、各地区各地区で出向かれてやられていますので、博多でもそうですし、東京でもそうですし、ほかの地区でもそうですし、ぜひそれをつなげるような仕組みも十分検討していただければ、せっかく使われた予算ももっと効果的に波及すると思えますので、ぜひ御検討いただければと思えます。

あと、最後に、いろんな形で検討をされている中身があるんですけども、私のほうもその質問の項目に具体的に書いたんですけども、インターネットで情報発信する仕組みって、例えば陶器まつりに関しては、何かあんまりどうかなというか、なかったんですよ。例えば、有田町だと、広告をとられて、パンフレットをつくられていますので、そこに連動して、スマートフォンで各ブースを見たりとか、いろんな形でやられているんですね。そういう仕組み、ほかの事例を踏まえなくても、やっぱり会場に来て、32万2,000人の方が本会場のマップだけだと弱いんで、何かもっと情報を発信する仕組みという部分は、それこそ町のホームページがどこまで進んでいるのかわからないですけど、更新されますので、ぜひ、別にそれは陶器まつり協会の範疇かもしれないですけども、もっと情報発信をインターネットを使ってやるという部分は頭に入れていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、紙媒体での発信となりますと、その作成までに時間を要することになりますので、タイムリーといたしますか、前もって2カ月も3カ月も前にチラシとかもつけないと間に合わないというような状況ですので、なるべく直前までの情報が載せられるようなネットでの発信というのは有効だと思いますので、そこを陶器まつり協会と話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

以上です。ありがとうございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。1時55分から再開いたします。

午後1時43分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 横山聖代議員。

○2番（横山聖代君）

こんにちは。梅雨も明けて暑くなり過ぎて、ちょっときょうは暑過ぎますね。ちょっと私、暑いです。

今から通告書に従って一般質問をしたいと思います。

今回、私は地域包括ケアシステムについてと、要保護・準要保護児童生徒就学援助費についてと、子供の貧困についてを質問します。

まず、1、地域包括ケアシステムについて。

（1）介護予防・日常生活支援総合事業が平成28年10月からスタートしました。この取り組みの一環として、ことし3月までに6回にわたり生活支援サポーター養成講座が行われました。この講座には何名が受講されているのか、また、具体的なサポート内容及び実際にサポートが開始されるめどは立っているのでしょうか。

(2) 生活支援サポーターを必要としている要支援者数に対して、生活支援サポーターの必要数は何名でしょうか。また、サポーターを増やすためにどのような取り組みを考えていらっしゃるのですか。

3、自治会単位で、支援を受けたい人とサポートしたい人を把握し、住民が自ら考える互助の地域づくりをしていくために、支えあいマップ（仮称）づくりを推進してはどうでしょうか。

2、要保護・準要保護児童生徒就学援助費について。

(1) 平成29年3月31日付で、文科省より、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についての通達が出ていました。これまで、小学校入学準備に必要な援助が入学後になっていたものを、入学する前にできるように改正されたものです。本町においての取り組みはどのようになるのでしょうか。

(2) 就学援助補助制度について。

保護者に対する周知方法及び告知の時期は。

(3) 要保護・準要保護援助世帯に該当するかを自ら判断することができない保護者も存在するものと考えられます。援助を受けられるにもかかわらず、申請できる方の申請漏れを防ぐために、これらの保護者に対して特別な周知を行う考えはないのでしょうか。

3、子供の貧困について。

経済的な理由により就学困難と認められ、就学援助を受けている家庭については、要保護・準要保護世帯として何らかの行政支援がされています。しかし、支援の対象にならないひとり親、もしくは複数の子供を抱える家庭においても、何らかの支援を必要とするケースも考えられると思います。

(1) 本町において、要保護・準要保護世帯以外でも、相対的に貧困と思われる世帯の状況は把握できているのでしょうか。

(2) 小中学生に対する支援については、町が主体的に行っていると思いますが、それ以外の子供に対しても切れ目のない支援を行う用意はないのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 横山議員の御質問にお答えいたします。

まず、地域包括支援ケアシステムについて。

介護予防、日常生活支援総合事業の一環として、ことし3月までに6回にわたり、生活支援サポーター養成講座が行われたが、この講座には何名が受講されているのか、また具体的なサポート内容及び実際にサポートが開始されるめどは立っているのかという御質問ですが、平成28年10月からスタートした、いわゆる総合事業の中の取り組みとして、生活支援サポーター養成講座の受講者を募集した結果、8名の方が受講し、修了されました。

具体的なサポート内容につきましては、支援を受ける人それぞれでニーズが違ってきますが、考え方としては、買い物や掃除といった簡単な家事支援など、ヘルパーの資格を持たなくてもできるような手助けが欲しいという部分をサポートするものです。

事業の開始については、生活支援サポーターは、有償ボランティアとして活動してもらうことになるため、サポーター及び業務の管理について、社会福祉協議会への委託を検討しており、マニュアルや要綱の整備等、準備を進めています。

次に、生活支援サポートを必要としている要支援者数に対して生活支援サポーターの必要数は何名か、また、サポーターを増やすためにどのような取り組みを考えているのかという御質問ですが、要支援の数については、どの程度までを対象とするかによりますが、町で把握している要支援1及び2の区分で、ヘルパーによるサービスを受けている方のうち、生活支援サービスでも対応が可能と思われる方は、10名程度と思われます。しかしながら、このサービスは区分外の方でも利用が可能であり、必要な方については、相談を受けながら判断することになるため、現状において、対象者の把握は困難と思われます。

また、サポーターを増やす取り組みということですが、今年度も昨年度と同様の養成講座を開催することとしています。

次に、自治会単位で、支援を受けたい人とサポートしたい人を把握し、住民が自ら考える互助の地域づくりをしていくために、支えあいマップ（仮称）づくりを推進してはどうかという御質問ですが、自治会単位での支えあいマップづくりということですが、東北の震災以降、本町においても防災意識が高まったことから、社会福祉協議会が中心になり、この支えあいマップづくりというものを、各自治会に推進しています。これは、50から60世帯を一つのグループとして捉え、そのグループの中に、一人暮らしの高齢者や障害者など支援を必要とする人が何人いるのか、また災害が起こった場合に、その要支援者を誰が避難誘導するかなど、地域住民が自ら決定し、大きな地図に落とし込んでいくものであります。これ

はいわゆる防災対策としての取り組みであり、日常的な生活支援まで行っていくものではありませんので、議員が言われる支えあいマップのイメージとは趣旨が少し異なるものではないかと考えております。確かに、郷民が自ら考える互助の地域づくりは大変素晴らしいものではありますが、支援を受けたい人のニーズはさまざまであり、短期的には可能でも、長期的な視点で見ると、それを支えていくサポーターの確保は非常に難しいものがあります。しかし、少子高齢化に伴い、地域コミュニティの活力の低下というものが全国的に叫ばれている現在、人と人が支え合う地域づくりの形成は、今後、本町にとっても克服すべき課題と捉えております。

要保護・準要保護児童生徒就学援助費については、教育委員会より答弁があります。

次に、子供の貧困について。

要保護・準要保護世帯として行政支援がなされていないひとり親、もしくは複数の子供を抱える家庭においても何らかの支援が必要と思う。本町において、要保護・準要保護世帯以外でも、相対的に貧困と思われる世帯の状況は把握できているのかという御質問ですが、2014年7月に厚生労働省がまとめた国民生活基礎調査によると、日本の子供の貧困率は16.3%で、約6人に1人が貧困層に分類されるというデータが出ておりますが、本町において、要保護・準要保護の就学援助等を受けていない貧困家庭がどのくらい存在するかの状況把握というものはできておりません。子供を抱え、生活に困窮する家庭というのは、おおむね要保護・準要保護の対象となっているものと判断しておりますが、中には、生活困窮の状況にあって、その制度を知らず、申請がなされていない家庭があることも可能性としては否定できません。しかし、子育て世帯の貧困対策あるいは生活支援を目的に、いわゆる所得調査等を行う権限はありませんので、民生委員・児童委員さんからの情報提供や、該当世帯から申請または相談等がない限り、貧困家庭の状況を知るすべがないのが実情であります。

次に、小中学生に対する支援については、町が主体的に行っているが、それ以外の年齢の子供に対しても切れ目のない支援に対してサポートを行う用意はないのかと。子育て支援世帯への支援につきましては、これまで多子世帯、ひとり親世帯の保育料軽減事業や、乳幼児、小中学生に対する医療費助成、また、保育園や認定こども園に預けていない子供さんを対象とした地域子育て支援拠点事業、さらに、病後児の子供さんを預かる病後児保育事業など、多岐にわたる支援を行っております。ただし、高校生の子供さんに対する支援措置としては余り多くありません。ひとり親の家庭、または父親もしくは母親が一定の障害の状況にある

家庭において18歳までの児童を養育している人に対しては、児童扶養手当を、また、精神または身体に中度または重度の障害を有する20歳未満の児童を養育している人に対しては、特別児童扶養手当の支給があるのみです。このほか、今後計画している子育て支援事業としましては、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり援助を受けることを希望するものと、当該援助を行うことを希望するものとの相互援助活動の推進を目的とした、ファミリーサポートセンター事業というものがありますが、いずれにしましても、町内において、子供を産み、育てやすい環境づくりの推進のために、今後も関係機関と十分連携しながら、子育て支援に努めてまいります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

横山聖代議員の御質問にお答えをいたします。

要保護・準要保護児童生徒就学援助費について。

1、文科省より、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正についての通達が出ている。これまで小学校入学準備に必要な援助が入学後になっていたものを、入学する前にできるように改正されたものである。本町における取り組みはどのようになるのか。

2、就学援助補助制度について。

保護者に対する周知方法及び告知の時期はどうなっているか。

3、要保護・準要保護援助世帯に該当するかを自ら判断することができない保護者も存在するものと考えられる。申請漏れを防ぐために、これらの保護者に対し、特別な周知を行う考えはないかという御質問でございますが、今回の国の要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正は、生活保護法に基づき、生活保護を受けべき世帯、いわゆる要保護世帯に対する要保護児童生徒援助費のうち、議員お説のとおり、新入学児童生徒学用品費の支給額の改定と、支給時間について、小学校への入学年度開始前の支給が補助対象となったものであります。新入学児童生徒学用品費の支給額については、小学校は年2万470円が4万600円へ、中学校は年2万3,550円が4万7,400円へ改正されています。そこで、準要保護世帯につきましても、今回、国の要保護児童生徒援助費の支給額が改正されましたので、支給額は同額とすることで、今後規則の改正を進めたいと考えています。さらに、支給時期についても、国の補助金要綱の改正に準じ、入学年度開始前の支給が

可能となるよう、あわせて規則の改正を行いたいと思います。

具体的には、前年所得の把握が必要な場合がありますので、給与所得者については、前年度末の雇用主等から発行される給与支払報告書にて所得を把握し、1月申請、2月認定、3月支給が可能となるよう、事務手続を変更したいと思います。

2点目の就学援助補助制度に係る保護者に対する周知方法及び告知の時期でございますが、現在行っている方法は、文書にて、申請前の毎年1月に学校を通じ全保護者に周知を行い、小学校新入学世帯については、2月上旬に行われる各小学校の入学説明会の折、同じく文書にて周知を行っています。また、児童扶養手当支給者については、本町は、準要保護就学援助費の対象としておりますので、児童扶養手当の更新時に周知を行っています。なお、昨年度から、町ホームページにも申請方法等を掲載しています。今後、入学年度開始前の支給を行うためには、4月の周知では遅いため、前年10月に教育委員会が実施しております、就学時健診時に文書にて周知を行いたいと思います。

3点目の、判断できない保護者への特別の周知を行う考えについてですが、準要保護就学援助費については、申請に基づき認定を行う必要があり、判定の重要な基準である所得情報を申請者の同意なしに教育委員会が照会することはできませんので、教育委員会自らが申請できる保護者の把握は厳しい状況であります。このため、今後も、周知の機会を拡大するとともに、先般、新聞報道がありましたように、モデルケースにおける目安となる世帯所得を提示することも検討したいと思います。今後は、この就学援助費の申請について、ためらうことなく、申請しやすい、相談しやすい環境を構築することも重要であると思っておりますので、周知方法などを改善していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、関連質問に入らせていただきます。

まず、1の地域包括ケアシステムについてで、サポーターさんを増やす取り組みとしてなんですけど、2025年問題ってよく言われていると思うんですけど、そこからの10年後とか15年後というのがかつて経験したことの無い時代というか、未曾有の時代に突入していくわけなんですけど、そのためにもこういった生活支援のサポーターさんが重要になっていくと考えたときに、先ほど8名が受講されたと言われていたんですが、ちょっと少ないかなと感じました。そこでなんですけど、いろんな周知方法も含めて徹底して増やすことばされんばと思うとで

すけど、私が一つ提案したいのが、サポーターを増やす取り組みとして、ポイント制の導入は検討できないかということなんですけど、今年度からスタートした健康マイレージ、新規事業で健康マイレージ事業ってあったと思うんですけど、そのような仕組みを活用すれば、地域で介護が必要な方を支える体制をつくることができると考えています。例えば、サポーター養成講座の受講のときとか、実際に生活支援を行った場合などにポイントを付与することによってマイルがたまっていって、そのマイルをためた方は、自らもしくは家族の介護が必要なときに優先的に生活支援を受けられるような制度設計です。このようなことで、公的な扶助に頼ることなく、地域住民が介護支援に対して前向きに取り組めるような体制ができれば、財政面にも大きく寄与すると考えているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今議員のほうからお話がありました、ポイント制、マイレージの分ですけれども、健康マイレージのほうへのポイントの付与ということになってくると、健康に関しての部分をどうするかということで、先ほど交通支援でもありましたが、城後議員のときも答えましたけれども、今から事業を進めていく状況ですので、今後その辺については、事業を重ねていながら検討すべきかなと思っております。

ただ、先ほどの、マイルをためて、将来の自分とか家族への支えに対してのほうに使いえないかということですが、そうなりますと、そのポイントのあり方といいますか、そのポイントをいつ使うかによっても変わってくると思いますし、そのポイントの管理の方法も、いつまで管理をしておけばいいとか、そういったところにもちょっと問題が生じてきますので、そうなるのと、ポイントの還元の方法だとかも検討しなくてははいけませんし、あと社会福祉協議会のほうに現在委託をしようと思っておりますけれども、そことの関連も出てきますので、現状においては、そこら辺は現実的ではないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

先ほど、管理が大変とか、いつまでそういった管理ばせんばとか、還元方法とか言われたと思うんですけど、私が考えているこのポイント制というのが、このポイントは保険み

たいに使うと考えとつとですけど、そういったポイントの管理が大変だから、いつまで管理しとかんばとか、人件費とかも絶対かかってくるので、それを民間の保険会社に委託するような形はどうかと思うんですよね。要は、健康マイレージ事業でたまったポイントって、商品券として渡すじゃなかですか。その商品券として渡すところにお金が発生しますよね。なので、それを商品券として渡すところを保険会社に管理費として渡して、保険会社に管理ばしてもらって、そのポイントの使い道というのは、保険会社とその個人さん、サポーターさんとの話し合いばしてもらえば、管理が大変というところは保険会社さんにしてもらって、じゃあ町は何ばするかっていったら、普通、保険会社さんには保険料ば払うと思うんですけど、管理費みたいな感じで、保険料みたいな感じで管理費ば渡して、サポーターさんは、保険会社さんとの話し合いで、保険会社さんからサービスば受けれるような形にすればいいかなと思ってるんですけど、どうですか、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

今おっしゃった部分なんですけれども、まだ始まったばかりの事業なので、正直、それを違うものに展開するとかというのは、まだ考えておりませんが、ただ、保険会社となると、行政の考え方とまた違ってきたりとかあると思うので、そういったところにつきましては、まだ今後研究しないと、この場でどうこう言えるものではないかと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうかなって思っていたんですけど、もちろんそがんなった場合、保険会社との協議とかが必要になると思うんですけど、管理が難しいとか言って終わってしまったら、それで終わりだからで、何で私がこういった質問ばしたかという、背景に介護保険法が導入された2000年と比べたら、保険料が今は2倍以上になっているというのと、介護費用も所得にに応じてですけど、1割負担やったとが、もう2割負担に上がってきているとか。介護を受けている方も認定度によっても違うんですけど、週に2回とか3回とか決まっていて、それ以上のサービスを受けるには、全額自己負担となっていると。こういったことから、将来不安を抱えていらっしゃる方が多いので、このような不安要因の一つでも払拭できるのが付与されたら、サポーターさんも自ら進んでするんじゃないかなと思って考えたわけです。要するに、私が言いたいのは、地域包括ケアシステムというのって、地域の実状や特性に合った体制ば

整えていかないといけないというのがあるじゃないですか。全国一律じゃないよというのがあると思うんですけど、だから、厚労省とかのホームページに結構、市町村の事例とかが上がっているけど、そういうのば、そのままそっくり真似すつとじゃなかし、2025年には一人暮らしの高齢者も増えるし、高齢者のみの世帯というのもより一層増えてくると予想されているので、今から自助や互助のそういった概念とか、範囲とか役割というのが新しい形に求められていっていると思うんです。もちろん、都市部と比べたら、民間市場が限定的になりますが、ありがたいことに、本町ってまだ住民のつながりがあると思うので、そういった互助の役割が大きな支えになってくると思うんです。共助とか公助ば求める声が根強いのは確かなんですけど、こういった少子高齢化や財政状況を考えると、大幅な拡充は難しいので、自助や互助の果たす役割が大きくなるということを意識して、また、こういった背景もあるということば酌み取って、サポーターさんを増やす取り組みをしていただきたいなと思います。

次に行きます。

先ほど、支えあいマップのところだったんですけど、社協さんが今やられているのが、防災用マップと言われましたけれども、それとは別に、地域包括ケアシステムの構築に当たってのマップが必要になるんじゃないかなと思うんですけど、先ほどと同じことになるんですけど、地域の実状とか特性に合った体制ばつくっていかんばと。そうなったときに、波佐見町全体で一つの何かじゃなくて、波佐見町にもいろんな地域があると思うんで、そういった自治会単位で抱える問題だったり、必要な支援だったり違うと思うので、そういうところを落としていくというか、行政が何か全部せんばとかじゃなくて、行政が形ばつくとかじゃなくて、今後2025年問題と叫ばれている中、まだみんな不安感とかがない人だっているから、この住民主体で動くのって重要なんだよというのば説くために、行政はただ話し合いの場ば提供したりして、地域住民の方に何が今必要だろうとかいうのば話し合う場を提供するとか、そういうことをされて、そして、生活支援の中にはサポーターさんがされるサービス化できる支援から、近隣住民の声かけだったり見守りとか、そういったインフォーマルな支援まで幅広くあるし、担い手も対応すると思うので、そういった指標にするためにも、何か自治会単位で必要な支援とかをマップ化するというのはどうかなと思って言っているんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

済いません、ちょっと今の質問の中で一旦整理をしたいんですけども。マップに落とすというのは、サービスとか提供する内容を、例えば、この地区はこの問題があるからこういうふうなサービスを求めているんだよというふうな形の地図をつくるのか、こういうふうなところは、この人たちはこういったサービスができますよとか、そういったものを落とすというふうな意味合いで今質問されよるということによかったんですかね。

現状で言うと、先ほど町長の答弁にもありました支えあいマップというのがあって、要支援とか、独居老人とかそういうものがあるんですけども、そういう人たちは基本的に支援を必要とされている方なのかなと思っております。それを避難に限定して入れているわけなんですけれども、そこにサービスを入れたりとかという形になっていくと、そのサービスの内容というのが日々変わっていきなりするので、その辺の更新とかを考えると、頻繁に変えていく必要があるのかとも思いますし、自治会がそこまで、毎回毎回そこまで入り込んでやれるのかというところもあるので、その辺は自治会の理解が必要だから、ある程度話をしながらでないと無理だと思いますし、こちらの立場だけではなくて、波佐見町全体で考えるべきことにもなるのかなというふうに私は考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

総合事業としては、波佐見町全体でももちろんあると思うんですけど、地域版の何か、これが難しかとですね、私も頭の中で考えとっとですけど、なかなか言葉にできんで。山間地域やったら、買い物に行こうと思っても、車ばね、免許ば返納しとっけん行けん、足が必要かたいとか、あと、中心部になってきたら、ちょっと交通量の多かけん、高齢者とか認知症の人たちもいらっしゃると思うんですけど、そういう人たちの交通事故の多かとかいうのがあって、それは例えですけど、本当に、例えば、何郷とかわからんばってんが、結構じいちゃんばあちゃんたちが野菜づくりばいっぱいしよらすところがいっぱいあるじゃないですか。そしたら、そういう人たちとほかの人たちがつながれるような、野菜ばつくったけん、ちょっとした売れるような場所のあたりとか、そこの地域はですね。でも、ほかの地域やったら、ちょっと出てくる人の少なかねって、住民と住民のつながりが薄くなるとるねというところになったら、そういうのば、みんなが出てこれるようなサロンだったりとかがあると思うんで、それも、自治会単位でこういうのが必要だなというのばあったら、住民自らでそう

いうのば考えんば、今後の2025年とか、そっからの10年後、15年後が大変なんだよって。もちろん、医療とか介護とか、予防とかというのは専門の人たちがさすっちゃろうけど、ほかにも、住まい方とか生活支援というのがあるから、そういう生活支援のところは自分たちが何かしてやっていかんばねというのばちょっと考えてもらえるような場所の提供をしてもらって、住民が自ら主体的に考えていってもらえるようなのをつくっていただきたいなと思うんですよね。まあ、ちょっとそこは難しいかなと思いつつですね。

では次、2番に行きます。

要保護・準要保護のやつで、先ほど周知を就学前健診にされるということで、私もそれがいいなと思いました。

それで、波佐見町の基準というのが所得と言われましたので、所得には、給与所得と事業所得の二つに分かれていくと思うんですけど、今まで波佐見町が出されていた、こういったお知らせがあるじゃないですか。これを見させてもらったときに、援助を受けられる世帯の範囲って、文言がだらって羅列されとつとですけど、すごいわかりづらかとですよ。特に、「この経済的に困窮している世帯、教育委員会が定める基準を満たす世帯に限ります」と。じゃあ、基準って何って。あと、所得と言われても何って思う人だつて絶対おると思うんですよ。なので、先ほど教育長もモデルケースば、世帯所得を示してつくると言われたと思うんですけど、私がいろいろ調べよつとですよ。何かわかりやすかとかなかかなと思って。そしたら、福岡市の就学援助のお知らせがあったんですけど、すごい見にくくて済みません。こうやって表にされとつとですよ。表にされて、福岡市は住民税の所得割で人数に応じた基準を出してあったんですけど、波佐見町も所得と言われたけんですよ、済みませんね、これも見にくかですよ、私がつくってきたとですけど、経済的に困窮している世帯の基準の見方みたいな別紙ばつくってもらって、給与所得者やったら源泉徴収票じゃなかですか、一つの会社からもらっている人ね。ここに給与所得控除後の金額ってあるけん、ここですよと赤丸ばついたりとか、あと事業所得者やったら確定申告ばさすじゃなかですか。または、パートば複数掛け持ちばしとつたら、確定申告ばしたりするじゃなかですか。そしたら、確定申告ばする人は、じゃあ、どこば見ればよかとなるけん、この所得金額の合計ですよと赤丸ば例えばして、こういったのばつくってもらって、見てわかるごとしてもらわんば、だいつちやわからんと思うんです。私もわからんすもん、これば見ただけじゃ。なんで、そういうのば今からつくってもらえますか。お願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

要保護世帯については、国の基準がございますので、国の基準で認定をいたします。一方、準要保護世帯は、今議員さんがおっしゃるとおり、町の基準で認定をいたすわけでございます。その基準については、各町が定めているところでございます。本町については、児童扶養手当の世帯は対象です。そして、経済的困窮な世帯については、教育委員会が定めているところでございまして、議員さんがおっしゃるとおり、認定基準がわかりづらいというのは、もう御指摘のとおりでございます。そこで私たちは、議員お説のとおり、所得階層を示してモデルケースを示して周知を行いたいということは、先ほど教育長からの答弁で申したとおりです。一方、認定の基準となる需要額というのがございます。要するに、収入に対して必要経費が年齢とか家族構成とかで異なってまいりますので、モデルケースとして、一例を挙げて周知を図っていきたいと思います。さらに、今御提示をされたような資料があれば、後で見させていただいて、今後の参考にさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

よろしく申し上げます。

それと、一番重要と思うとが、（3）の、援助ば受けられるにもかかわらず、申請ばせんばとに、そういう人たちに限って申請ばしとらんけん、援助ば受けられてないというのがあると思うんで、そこには税制度だったり、個人情報があるから、先ほども言われとったけん、なかなか難しかと。だけん、周知徹底が必要というのはすごくわかるんで、この就学援助のお知らせをちゃんと、言葉だけで書くっちゃなくて、福岡市はこがんしとらすばってん、波佐見町もこんな感じばしつつの、どこば見ればよかと、源泉徴収票のどこば見ればよかと、確定申告書のどこば見ればよかとしてわかるように、そういった図解ばして、あと、就学前健診で周知ばされると言われたと思うんですけれども、そこに教育委員会の方たちが来て、詳しく説明してもらってよかですかね。そがんせんば、多分わからんかなと思って。児童扶養手当の人も、更新のときお知らせばするって言いよったですけど、児童扶養手当ばもらいよる人でも、この要保護・準要保護ば受けとらん人って結構おるとですよ。何で、受けりゃよかやんって言ったこともあるんですけど、わからんって言いよらしたけん、なのでわか

らっさんとですよ、誰も。だけんが、もっとわかりやすくよろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員お説のとおり、図解はしておりません。今、言葉を並べているだけです、わかりにくいというのが当然だろうと反省をしております。議員さんがおっしゃるとおり、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から社会保険料、生命保険料、そして地震保険料を差し引いた額を所得としておりますので、そういったことを示して、源泉徴収票のここを見てくださいというような図もつくって、周知を図っていきたいと思います。そのような取り組みを行って、自分がやはりそういった制度に該当するということを見ていただいて、そして教育委員会のほうに相談、そして申請をしていただくような環境づくりが必要だと思っておりますので、今後、あらゆるチャンネルを通して周知を図っていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

よろしくお願いします。今度、就学前健診に私も行くので、ちゃんと聞いておきます。次、行きます。

子供の貧困についてですけど、当町がされている支援というのが、点と点の支援かなと私が思っていて、それだと思えていないところもあると思うとです。現に把握されていないと言われていたんですけど、子供の貧困というのって、目に見えないから深刻と言われていたと思うんですよね。だから、包括的というか総合的に対策をする上で、まず実態調査から始めんばと思うんですけども、長崎県で、子供の貧困対策推進方針というのを、こがんとがあったとですよ。長崎県が示しておる指標があるとですよ。こういった指標に応じた、本町の実態ば知るためにも、独自に調査ばするべきかなと思うんですよ。内閣府の子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業というのがあったとですけど、こがんとがあったとですよ。この中に地域子供の未来応援交付金というのがありまして、そこに実態調査ばする補助金とかもあるし、項目も載っとつですよ。実態調査ばする項目のそういった大綱もあったので、そういうのをまず見て、使って、実態調査から始めてもらえんのですかねと思って質問させてもらっています。いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問でございますけれども、国が示した子供未来応援地域ネットワーク形成支援事業というのがあって、先ほど言われた、地域子供の未来応援交付金事業というのを進めておられる自治体もあるということでございます。県内では、大村市が今年度やろうとしている事業ではあると聞いておりますけれども、この交付金を使った実態調査ということでもありますけれども、大村市のやろうとしているこの事業につきましても、貧困世帯を特定するような事業ではないと。実態調査は実態調査だと思うんですけども、大村市内に貧困とおぼしき家庭が果たしてどれぐらいあるのか。子供の貧困率がどれぐらいの数字になっているのというのを調査するために、この交付金を使って、アンケート調査をやって、それを今後の施策に反映させたいということで行われているような事業でありますので、うちとしても、確かに波佐見町内においてどれぐらいの貧困家庭が存在するのか、その貧困家庭に暮らす子供の未来を守ってやるためにも、波佐見町としても、やはり数値とか状況というのは知っておく必要があると思いますから、今すぐにはできないかもしれませんが、将来的にはこういった交付金を使いながら、アンケート調査等を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

前向きな答弁ありがとうございました。

きついと言われるかなと思って、ちょっと次のことを考えていたんですけど、でも、やっぱり数字がわからんば何もできんかなと思って、いろんな子供の貧困対策に対する大綱とかいろいろあって、指標とかも出ているんですけど、そこにも教育支援とか、保護者に対する就労支援とか、生活支援とか、経済的支援というのがいろいろあるじゃないですか。そういった項目の中にも、まだいっぱい項目があるんですよ、波佐見町がじゃあ一体どれが一番必要かっちゃうって、ああ、波佐見町、ちょっと学力が落ちとらすねって、所得に応じて大学の進学率が低かとかねとかがわかれば、そこに対する学習支援とかができてくるかなと思うので、そういった数字を知るためにも、よろしくお願いします。

次、行きます。

切れ目のない支援というところで、そもそも子供の貧困の課題の本質が何か考えたときに、就労の収入を増やすことが対策の一つかなというのも考えられるじゃないですか。子供の貧困って、保護者の経済的なところが根本的にあるので、そういうのば考えたときに、

12月議会で私が提案させていただいた、病児・病後児保育の整備も、そういった策として考えられるかなと思っているんですけど、そのときは、子育て支援という題目でしましたが、子供の貧困対策である切れ目のない支援の一つでも考えられるかなと思ってですね。そのとき、12月議会の際に、町長から前向きに対処していきたいという答弁もいただいておりますので、その後、本町として12月議会以降、どのような検討ばしていただいているのかお願いします。今、川棚町に登録して行くじゃないですか。なので、波佐見町としてどういった感じで検討されているのかお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

今、病後児保育の問題等で御質問されましたけれども、これは先般申し上げておりましたように、町内において単独で病後児保育の事業を行うことができませんでしたので、川棚にあります保育園でそれをやるということで、一緒に取り組んでいきたいと思いますということで、最初は3町だったんですけども、東彼杵町には新たにそういった病後児保育の事業をやろうというところが出てきましたので、現在は波佐見町と川棚町で、川棚町の事業所に病後児を頼んでいるという状況であります。

28年度の実績としましては、数は川棚町に比べると少ないんですけども、延べで11名、実質的には5名のお子さんがここを利用されているような状況です。この後、国、県の出た方針としましては、ファミリーサポートセンター事業というようなことが出てきて、これにつきましては、先般の議会の中でも御質問があつてお答えしたような状況があつたんですけども、これにつきましては、地域における育児の相互援助活動を推進するための事業ということでございまして、子供さんを持つ家庭の中で、児童の預かり援助を受けることを希望する人と、その子供さんを預かり、援助を受けることを希望する者、当該援助をする者との相互援助活動に関して、連絡調整を行うための事業でありますけれども、これにつきましては、今後、波佐見町の中でもどのくらいのニーズがあるのかということで、アンケート調査をとりたいということで話をしておりましたけれども、まだ現在はそのアンケート調査は行っておりません。今年度中に、3町担当者会議がこの後ありますので、その中でどういったアンケートの内容にするかをすり合わせをしながら、その後に、本町でもニーズ調査を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

このファミサポばさすために、アンケート調査ばと言われましたけど、していただいて、かつファミリーサポートセンターというのに病児・病後児保育とかも取り入れられているところとかいっぱいあるので、そういった事例とかば参考にして、していただきたいなど。そして、ファミサポが子育て支援やったりとか、子供の貧困やったり、そういったのについてのプラットフォームと言うんですかね、受け皿の一つとなるようになっていけばいいなど切に願いながら、次に行きます。

あと、この切れ目のない支援のために必要と思うのが、幼児期から高校卒業までとか、こういった子育て中のときに、少子高齢化になっている一つの要因というのが、子供ばつくつたらお金がかかるという意識があると思うとですよね。だけん、決して夫婦で満足な収入が得られていない家庭というのは、一人でいいやとか、もともと子供はつくらんという選択ばされやすところだあってあつとですよね。でも、乳幼児期から何らかの補助があれば、子供をつくるという意識ば向けられるって。そこで切れ目のないサポートが必要になっていくと思うんですけど、じゃあ、切れ目のないサポートって何となったときに、実態調査から始めんばと言ったとが一つあつとですけど。その実態調査ばした上で、今度、こういった妊娠したときから成人になるまで、この時期で子供に対する経済面、子供ば育てるための経済面の問題はここに聞けばよかよというような窓口が一つあらんばと思うとですよ。なので、波佐見町もそういった調査ばして、そういった子供の子育てのところ、貧困問題とかをちゃんと網羅的に扱えるような窓口ば一つつくりなさいといけないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの御質問ですけれども、いわゆるワンストップ窓口の設置という分ではないかというふうに考えております。今後、32年度までに、母子健康事業と子育て支援事業を合わせた、子供包括支援センターをつくりなさいということが示されておりますので、今後、関係課で協議をしまして、どういった体制づくりができるのかというところで話を進めていくようにしております。32年度までには、今言いました、子供の包括支援センターというものもでき上がっていくものと思っております、その中で、子育て相談を受けられる方があちこ

ち行ったりすることがないような、ワンストップ窓口の設置もあわせて検討していければなというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

じゃあ、32年度までに波佐見町もそういった子供の貧困対策も含め、網羅的にサポートしてくれる窓口ができるということですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

32年度のシステムづくりの中には貧困対策は含まれておりませんが、先ほど言いましたとおり、波佐見町の中においてもどれくらいの貧困世帯が存在するかの調査は必要と考えておりますので、その調査結果を踏まえながら、本当に安心安全な子育てづくりができるような地域にしていきたいと思っておりますので、十分検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

含まれていないと言われていたんですけど、国的には、母子保健と子育て支援係が一つになったワンストップ窓口をつくりなさいとなっていると思うんですけど、波佐見町の現状とか実態とかばきちんと把握して、国が言われておるとおりの窓口じゃなくて、波佐見町に見合った、ちょっと波佐見町独自にアレンジした窓口ばつくってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

波佐見町独自の窓口をとということでございます。確かに、実態調査を踏まえながら、既存のいろんな支援策で対応できない部分がどこにあるのかということも十分見きわめたいというふうに考えておりますので、新しいシステムづくりの中に、そういった貧困対策等の問題も受け入れられるような部署ができればというふうに考えておりますので、十分研究してまいります。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時10分より再開いたします。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 石峰実議員。

○8番（石峰 実君）

お疲れのところ、しばらくおつき合いいただきたいと思います。

町内の水田地帯は今まさに田植え、あるいはその準備作業が真っ盛りでございますけれども、ことしは晴天続きで用水が不足して、農家の方々も大変苦勞なさっております。先日の梅雨入りでようやく本格的な田植えができるかなという状況とっておりましたけれども、なかなか水不足が解消しない。農作業が進んでおりません。今後の農作物等の影響を非常に心配しておるところでございます。

話は変わりますけれども、先般、波佐見町観光協会長であられました故濱田一夫氏がお亡くなりになりまして、心から哀悼の意を表します。温厚なお人柄であり、衷心より哀悼の意を表したいと思います。観光事業等に尽力されておりましたのに非常に残念でなりません。

なお、後任に波佐見町温泉商店街振興会長の松下会長が協会長に就任されましたので、今後の御活躍を大いに期待したいと思っておりますし、関連した質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、波佐見南地域の振興と活性化策についてであります。町ではこれまでさまざまな分野、地域において諸施策を展開し、住民福祉の向上と生活環境の改善等に努めてまいっておられます。そのため、波佐見町や波佐見焼の知名度の高まり、観光等の来訪者も多くなっている現状ではございますけれども、町全体を見た場合に、その波及効果、あるいはその恩恵を受けているところ、そうでないところの地域格差が、あるいは施策が行き届いているところと行き届いていない面があると感じております。そこで、波佐見南地域の振興と活性化策について見解をお伺いいたします。

1、諸施策を推進するに当たって、町内の一部地域やスポットに集中した偏りが見られて、もっと南地域の振興、活性化を図る取り組みを充実させるべきではないのか。町としての今

後の対応、対策等についての考え方をお伺いしたいと思います。

2、平成27年、28年度において、長崎国際大学と連携した観光等に関する調査を実施され、観光政策提言報告書が出されましたが、その結果はどうだったのか。来訪者の感想、ニーズはどんなものが寄せられたのか。また、調査結果から、観光動向とその波及効果をどう捉えておられるのかをお伺いします。

三つ目、南地域における現状は、温泉施設とホテルの魅力発信のみがちょっと際立って見えているわけですが、総合的に観光周遊、あるいは食事、飲食面に至るまでの広範な温泉街の振興と町の形成等について行政の後押し、支援が欠かせないと思います。町としてもっと力を注ぐべきではないのか。

四つ目に、最近ようやく地元紙が桜づつみ等のすばらしさを取り上げるようになってきており、花見客等の来訪者も増えてきました。全長約7キロに650本を超える桜並木の魅力とともに周辺地域の豊かな自然をもっとPRし、広く情報発信して、例えば、ヘルスツーリズム等の観光資源として生かすべきと思うのですが、いかがでしょう。

二項目めにつきましては、農業振興における米政策であります。

国主導で昭和45年から続いてきた米生産調整政策が、制度の改正・廃止等により平成30年度から大きく変わりつつあります。これまで瑞穂の国として営々と続いてきた米生産農業、あるいは農村環境が一変するやもしれない状況にあります。こうした中での対応や周知、啓発はどのようにやっておられるのかお伺いします。

一つ、国の減反から新たに県、市町、JA等が調整・取りまとめを行い、農業再生協議会が主体となって実施されるが、今後の具体的内容はどんなものなのか。

二つ目、新たな米政策を実施するに当たって、財源の確保や農家への支援と補償等のあり方はどうなっているのか。この点についても、早目に制度、内容を周知すべきではないのかということについてお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは発言席にて質問いたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見南地域の振興と活性化策について。町はこれまでさまざまな分野で生活環境の改善や波佐見焼の知名度アップに努め、交流人口も増大しているが、諸施策を推進するに

当たって一部地域やスポットに集中し、その波及効果に地域格差を感じる。もっと南地域の振興や活性化の充実を図るべきではないかとの御質問ですが、これまでも何度か答弁してきておりますように、ここ数年来、本町への観光客は増加してきており、これを町活性化の一つのバロメーターとして捉えております。これまで観光資源と捉えていなかったものを、民間主導による建物のリノベーションや地域住民による地域活性化活動が現代人の需要にマッチし受け入れられた結果として、今日のにぎわいのある姿になったものと思います。これは行政主導の施策で得られた成果ではありません。

町の諸施策が一部地域やスポットへ集中、偏っていると御指摘ですが、観光施策としては、まずは素材のあるところへの投資や整備から進めることはやむを得ないものと判断します。また、地域の活性化というのは、観光客の数だけにとらわれるのではなく、観光はもちろんのこと窯業や農業をはじめとした産業振興や社会文化体育活動、住民の生きがい対策など幅広い取り組みにより生み出されるものと理解しており、また地理的要件や環境、文化など地域の特性により、その種類や手法は異なってくるものと判断するところです。

このことから、自然環境豊かであつ優良農地が集積している南地区の地域特性から、鴻ノ巣公園や桜づつみ、河川公園の整備のほか、観光拠点となる温泉施設の新泉源掘削なども行ってきたところであり、さらには農業活性化のため、岳辺田地区の大型圃場整備や、ことしからは駄野地区の大規模な土地改良事業も計画しているところです。

これらとは別に、地域に潜在する資源もたくさんあるかと思っておりますので、これら資源の発掘という観点からも、波佐見再発見塾なども催しているところであります。

さきに申しましたとおり、現在のにぎわいを創出したのは、行政主導ではなく民間や地域主導であること、また、地域資源の一番の理解者は利活用者であり地域の住民であること、物への投資はある程度行っていることなどから、これからは物から事への転換が求められているのではないかと思います。

今後は新たな発想で自由で夢のある活性化策を地域の皆さんとともに考えて、また御提案や御提言をいただき、これを支援しサポートする方向で進めてまいりたいと思います。

次に、平成27、28年度に長崎国際大学と連携して観光等に関する調査を実施されたが、その結果はどうだったのかという御質問ですが、議員お尋ねの事業は、今後の本町観光政策に資するために、その基礎資料の収集と方向性についての提言を目的に長崎国際大学に委託して事業を実施したものであります。その結果について、観光客数については本町が発表する

観光統計による数値とはかなりの相違が出ております。これは、通常時における調査を中尾山や西ノ原温泉地域など4エリアに特定したこと、イベント時の調査を8イベントに絞ったこと、また、その手法や算出法が異なるものと理解しており、近隣市町においても同様に数値の相違があるとの報告を受けておりますので、この数値を発表することによって数値だけがひとり歩きすると今後混乱を生じる可能性がありますので、この場での報告は控えさせていただきます。

なお、アンケート調査は約5,000件の回収で、性別では女性が約7割、都道府県別では長崎県44%、福岡県24%、旅行形態としては個人旅行が97%という数字が出ています。通常期における動向としては、60%が観光交流センターを訪ねており、次に中尾山交流館が33%、リノベーションを生かした西ノ原工房内の各施設がそれぞれ20%から30%台となって、温泉エリアが16%となっています。また、これらを参考に観光消費額を試算したところ、総額で約35億円という数値になっています。

なお、調査した4エリア間での重複はかなり少なく、各エリアが独立している、言い換えれば周遊性が余りないという結果になっております。

来訪者の感想等については、波佐見焼に対する好印象や親切な対応などを評価する一方、総じて駐車場や誘導案内の不足を指摘するものが多く、情報発信力やアピールの強化を願うものもありました。

観光政策としては三つの提言があり、一つ目は日帰り型観光地としての観光振興、二つ目は町内観光エリアの連携、三つ目は波佐見焼と観光の連動となっております。今後は、今回の調査によって得られた資料や提言を参考に、これからの本町観光施策の方向性を示す波佐見町観光振興計画の策定に向けて取り組みを進めてまいりたいと思います。

次に、波佐見南地域における現状は温泉施設とホテルの魅力発信のみが際立って見えるが、観光周遊や食事、飲食面に至るまでの広範な温泉商店街の振興や形成等には行政の後押し、支援が欠かせない。町としてもっと力を注ぐべきではないかと。南地域、とりわけ温泉周辺では、平成22年4月に待望の温泉施設が開業し、平成27年2月には本町の誘致によりホテルが開業し、沈み込んでいた界限に希望の光が差し込んだことは言うまでもありません。温泉施設開業に当たっては町内の事業者が手を挙げ、町民からの出資を募り、町で新泉源を掘るなど、関係者の努力のもと実現しています。その中で、温泉が開業すれば周辺の商店街がいろいろと仕掛けを行い、積極的なまちづくりを民力で行っていくという条件のもとにこの事

業が進められてきたことをまず認識していただきたいと思います。温泉商店街においては、平成25年度に国の商店街まちづくり事業により街路灯のLED化の支援を行い、地域の安全安心と商店街のにぎわいに一躍かかっているところです。また、温泉振興会には活動助成として年額60万円の補助金を毎年交付しており、これまでも温泉周辺の振興には積極的に行っているところです。このように近年、町としてできる限りの支援は行ってきており、今後は地元がこれらをどのように生かすか、地域資源を再発見し、若い世代の意見を取り入れ、地域での盛り上がりを出していただき、行政が後押しする構図ができていけばよいのではないかと考えます。

次に、最近地元紙が桜づつみ等のすばらしさを取り上げるようになり、来訪者も増えてきたと。全長が7キロ、650本にも及ぶ桜並木の魅力と周辺地域の豊かな自然を広く情報発信してヘルスツーリズム等の観光資源として生かすべきと思うがどうかと。新年度早々の平成29年4月1日付、地元紙の一面に桜づつみの大きな写真と記事が出ていたのは記憶に新しいところです。

川棚川両岸に桜づつみの遊歩道が整備され30年近くが経過し、桜並木も大きく成長し絶好の癒しのスポットとして、観光素材として注目される場所となりました。地元の人々のウォーキングコースはもとより、町外からの来訪者も増え、その魅力は高まりを見せています。議員御指摘のとおり、この桜づつみの情報発信についてはまだ十分ではないため、今後は温泉周辺で行っている「とうのう」の体験プログラムやしだれ桜などと一緒に桜をキーワードとしての情報発信や、平成28年度に温泉周辺に電動アシスト自転車を導入しましたので、その自転車を活用したサイクリングなど、温泉、自然、健康といった地域資源の魅力を最大限引き出し、観光客誘客に向けて生かしていきたいと思います。

次に、農業振興における米政策についての御質問ですが、国主導の減反から、新たに県、市、町、JA等が調整・取りまとめを行い、農業再生協議会が主体となって実施されるが、今後の具体的内容はどんなものかと。また、実施するに当たって財源確保や農家への支援と補償等のあり方はどうなっているのかと。早目に制度内容を周知すべきではないかという御質問ですが、戦後の食料不足の時代から米の過剰生産の時代を終えて、昭和46年から本格的に実施されてきた減反政策による米の生産調整は紆余曲折を経ながらも約50年間続いてきましたが、このたびの農業改革によって平成34年度に廃止されることになっており、米政策の歴史的な転機を迎えることとなります。

そこで、生産調整の今後の具体的内容についてのお尋ねですが、議員御説のとおり、これまでの米の生産調整は国主導による生産数量目標が県に配分され、その数量がさらに市、町へ配分される流れでありましたが、平成30年度からは国の需給価格、在庫情報などを受けて県が主体的に地域の需給に応じて生産数量の目安を示すことになっています。

以上のように、国による配分は廃止されますが、今後においてもこれまでの生産数量の設定方法を踏襲しつつ、県や集荷業者などと需給調整を図りながら計画的な配分に努めてまいります。

特に近年では、県産米の作付面積が減少し、県内では米不足が生じており、県外産米に依存している現状もあり、米づくりが盛んな本町への配分がさらに拡大されていくのではとの予測を立てているところです。

次に、生産調整の見直しによる農家への影響や制度内容の周知状況についての御質問ですが、御承知のとおり米の直接支払交付金もあわせて廃止され、戸別農家にとっては厳しい営農環境となりますが、政策的には米づくりからの転換政策であり集落営農法人などを含めた担い手への農地集積をさらに加速化し、経営安定対策交付金の対象となる麦、大豆、飼料用作物などの戦略作物が推奨されていく仕組みは、今回の農業改革の目玉の一つとなっているところです。今後は米の配分計画がどのような流れになるのか、現時点では不透明な部分もありますが、戸別農家においては米にかわる戦略作物への転換によって水田活用直接支払交付金を効果的に活用していくことも一つの方策ではないかと考えます。

また、これらの制度内容については、地区農業振興推進会議や集落組織の総会、連絡会、農業再生協議会など、あらゆる場で周知を図っておりますので、おおむね御理解いただいているものと認識しているところです。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

今、町長の答弁で南地域の薄い、あるいは一部に偏っているということにつきましては、民主導ということで、そういった感覚はないと言われるわけでもありますけれども、非常に南地域に住まれる住民にとっては、非常に私が言うように、一部の地域に偏っているというような声はあるんです。だからそこを、まずそういった状況もあるということも認識をさせていただきたいと思います。

そういう中で、波佐見町としては、基幹産業の振興、あるいは交流人口の拡大による観光

立町、あるいは人口減少対策等々の施策を展開して、あるいはまた、公営住宅の建て替え、旧公会堂等々のハード事業等にも取り組まれておるわけですが、こういった波佐見町の産業と伝統文化の継承等を広く町内外に発信するというを進めておられることについては、非常に心強く感じるものであります。

やっぱりそういった中での行政運営をする、あるいはその施策を展開するに当たっては、どうしても、先ほど言いましたように、南地域あるいは周辺地域への波及と申しますか、偏りを感じざるを得ないような状況でございます。特に最近の波佐見町のまちづくり計画、いわゆる予算説明書等を見て、ここ数年間の商工観光関連と農林関連予算を比較した場合に、かなり偏りが出てきているというようなことは否めない事実であります。こういった点についてはどうお考えなのかを、まずお伺いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

決して、私は公平公正な形の中で、民間でできることは民間で、地域でできることは地域でというようなことで、特に農業については国、県の補助等は十分浸透して、さらにそういう国、県の事業については補助金を取るだけ取れというような形の中でいろんな事業を展開してきたというふうに思っております。しかし、ある面では東地区においても、全地域が活性化しているという状況ではありません。

とりたてて言えば、中尾郷と鬼木は、それなりの歴史的に、平成元年からやられたときには、お客さんはあんまり、四、五人しか来んで、そして自分たちで毎年毎年やりながら反省し工夫をして、そしてずっとこれだけ伸びてきたわけですね。そして鬼木郷にしても、農産物の加工センターができて、それらを中心として、一つは鬼木郷の皆さんたちが全部株主になって、その加工センターを一生懸命やってきた。その中で、平成11年に棚田百選に指定を受けたと。そのことによって何か事を起こさんばいかんばいというようなことで、これで続けてきたわけですね、そういうことで。何かのきっかけ、そしてみんなでやろうというような、そこにはリーダーもいらっしやっただろうというふうに思っております。

ところが、上がそういう形の中で全部があるかということ、そうじゃないんですよね。それぞれの地域も努力をされています。しかしやっぱり時代と一つの目玉となりますか、そういうことがあって、その目玉があっただけじゃいけない。やっぱりその地域の人たちが頑張っている。そういう形でメディアが取り上げる、そしてお客さんが来る、そしてお客

さんが来たら、もっとよく頑張っていけないかなと、来ていただいてというような形の中で築き上げられた。それはある面では、ほとんど中尾にも補助金をやっていなかったんです。そしたら観光センターをこっち側から移して、これだけのお客さんが来ているんだから、観光協会としてやろうじゃないかというような形の中でやってこられた。そういう中での積み上げがずっとあってきているんじゃないかなと。とても一朝一夕にはできないと。だから公的資金については、できるだけそれは、もう自治会等については人口割とかいろんな形でやっておりますし、そして産業的ないろんなことについては、そういう補助制度とか、そしてその地域にある資源を生かして、そしてやっていく。そういう中で相乗効果が出てきているんじゃないかなと。そういう中で、例えば村木の畑の原まつり、それから川内のほたるまつり、井石のいろんな祭り、その前は千灯籠でみんなあったわけですね。今もあっているでしょうけれども、そういう中で自分たちから、やはり知恵を出し工夫をして積み上げてきた、そういう中ででき上がってくるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面において、補助制度等が活用できれば大いに活用していこうというようなことで、やはりこの南地区には、私も温泉センター、温泉の泉源があるわけですから、良質な、そこを一つの拠点としてやっていこうと。そういう思いをしながら、地域から何回も要望を受けながらできるものがなかったわけですよ。ところが、産炭地域資金の解散というか、それを持ってきたから、掘削と配管ができてきたと。それをきっかけにどんどんどんどんということで。そして昨年あたりは、やはり地域の人と若手の皆さんとそういうふうな話し合いの中で何かきっかけができればというようなことで、若手の皆さんが中心となって、波佐見町再発見塾を南地区を中心としてやられたと。そういうきっかけとか何かがあったときに、それをどう生かすかということはやっぱり知恵じゃないかなというふうに思っておりますし、そういう面で行政のほうから、こう、ああじゃなくて、やっぱり民間主導、地域主導の中で行政としてはサポートして応援をしていくというのがベターじゃないかなというふうな考えを持っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

確かに町長がおっしゃるように、民主導でやるというのが基本であるわけですがけれども、中尾にしても、あるいは交流センター、やきもの公園、その基盤というのは行政が突っ込んで基礎をつくったわけですから、町長常々おっしゃるように、いろんな振興を図るには時間

もお金もかかると。それはもう事実でありますから、そういったことは踏まえた上で質問したいと思えますけれども、この波佐見町のまち・ひと・しごと総合戦略の中で、町内の観光を充実させるために西ノ原、中尾山以外の観光スポットの整備に取り組んでいかなければなりませんという課題を上げているんですけれども、こういった点と比較して、今おっしゃった温泉あるいは自然、風土、それと農業の魅力、こういったものをうまく生かした観光資源の取り組みを考えべきではないかと思うんです。先ほどおっしゃいましたとおり、先般の再発見塾も含めて、こういったことについての取り組みの考えはどうかとお伺いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

常々南地区の、例えば温泉振興会だったり、そういった水曜会の皆さんとかと話す機会も結構あるんですけども、そういう中で何らか、昔は、確かに桜まつりとかいろいろなイベントもされて少し盛り上がりがあったんですけども、今そういうのもなくなった状況で、何らかやりたいという気持ちは、その会員の皆さんにもすごくあるということで、そういうふうにおっしゃっているんですけども、なかなかアイデアが出てこないとか、あと一歩が出てこないという状況であることは常々聞いております。そういう中で町としても、何らかのきっかけだったり、例えばそういうのに対するアドバイザーの派遣だったり、若い人との連携だったり、そういうのが今後少し必要になってくるんじゃないかということで考えております。

いろいろな温泉とか桜つつみとか資源がありますので、そこを磨き上げて発揮できるように、何らかの仕掛けが必要かというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

先ほどのアンケート結果で、観光客が、調査報告書を見ますと30万程度、あるいはその観光消費額が35億円というようなことでございますけれども、そういう中で、国際大学との関連調査において、今回の観光政策提言事業では、さっきおっしゃった通常期とイベント期の観光の様相が一変すると。あるいは宿泊機能、あるいは飲食機能が不十分であるということが挙げられておるわけなんですけれども、こういったことについて、町としての今後の対応というのをどうやっていかれるのかをお伺いしたい。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

答弁にもありましたように、まず温泉ができて、それでホテルができて、南地区の温泉の周辺にもある程度ステージが整ったと思っております。あとそこに、そういったいろんな関連の飲食店だったり、そういうところの進出が期待される場所ですけれども、今ホテルがありますけれども、周辺に温泉を生かした、例えば民泊施設をもっと増やしていったりとか、飲食店を何らかの形で誘致するための、そういったいろんな条件整備ができないかということも含めて、にぎわいが取り戻せるような何らかの、施策じゃないですけど、そういうのも研究していきたいというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

前の質問された議員の回答でありましたとおり、町内での宿泊施設自体がまた不足気味と。あるいは今回の調査のアンケート結果にもかなりの声が寄せられておるわけですね。そういった中で、今課長がおっしゃった温泉エリアで実施されたこの調査の中ではちょっと該当しないわけですが、以前は湯治客としてかなり遠来客が長期宿泊したといったことで、西ノ原とかそういった地域とちょっと違う観光の導入、一線を退いたシニア時代がそういった経済的余裕があるわけですから、そういった人たちがこういった宿泊された湯治客であったということもありますので、そういった利用をされていた民宿等の跡も、今閉鎖された状態でありますから、これらのものを再活用といったことも検討されてはどうかと思っております。

特に、国において古民家等の観光等の再活用等の支援制度をつくったと。あるいは文化財等を活用したものについても支援をするといったことが新聞に載っておりますけれども、こういったものの活用で、もう少し南地域の活性化について取り組みを進めてもらいたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

若干質問からは離れるかと思いますが、現在、空き工房バンクあたりの制度も実施されておりますので、こういった温泉周辺地区におきます空き工房、あるいは空き家、こういったものについて、改修支援という制度も設けております。そういったところに新たな起業者が入られて、例えば今ある会社といたしますか、簡易宿泊所といたしますか、そういったも

のでもかなりにぎわいといますか、予約が取れないような状況があるということを知っていますので、あるいはゲストハウスというふうに改装される部分についても、そういった制度を活用しながら事業展開される方を呼び込むような施策も考えていければなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

それからやっぱり、それぞれの、いろんな個々のアイデアも大事だけれども、その個々のアイデアを、あるグループとか何とか協議会とか振興会とかと色々なことがあるわけでしょう。そういう中で一つは、その中で話し合いをもませて、そしてこれを第一にやろうか、第2番目にこういうことをやろうかと、そしてこのことで役場を動かそうかと、そういうふうな熱気が来ないと。こっちから主導していてもなかなか火が燃えない。我々が火をつけることもできますけれども、やっぱり燃えてもらわないと先に進まないんじゃないかなと。だから小さいことからいいんですよ。そして小さな人数で、3人か4人でまず楽しもうというような形の中で、そして周りが来て、何しよっとね、おもしろいことやりよると、なら一緒にやろうかというような形の中で、何か、そういうことがあの周辺になかなか伝播しにくいなというような感じがいたしております。だから一つは、温泉とホテルを拠点にして、周辺が何か一緒になってやってみようかというようなそういう機運をつくり上げるのが、地域のリーダーの自治会長さんをはじめ、議員の皆さんたちの一つの大きなリーダーシップが必要じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

確かに誰かが引っ張らないかんわけですけども、そういった中でも、なかなかおっしゃったように、地域の中で誰がやるかといったことがあるわけですので、そういうときはやっぱり行政として、やっぱり一つになってやってもらうというのが必要じゃないかと思うわけですね。それと昨年からですか、役場の若手職員が地域づくりコーディネーターとして南地域の活性化等に向けた取り組みをされてきたわけですね。彼らは担当業務以外にやってこられたわけですけど、このあたりの活動の内容として、こういった導き出したものがあるのかどうか、今後の取り組むべき形として出たのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに、今言われたとおり、うちの役場の若手職員が地域コーディネーターとして南地区に何回となく入って、地域の皆さんといろいろな協議をして、こういうことができればいいんじゃないかとか、いろいろな協議をやったところであります。そういう中で、私も何回か入らせていただきましたけれども、実際それを、今後予算とかそういった部分に反映できるのかということまでは、まだ今のところはまだ行っておりませんが、いろいろなアイデアが出てきていますので、そういったところを地域の皆さんともっともっともんで、そういうふうにも実際の施策として生かしていけるように考えていきたいというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

そういう活動も含めてですね。ちょっと話が変わるんですけども、アンケート調査の結果では、道の駅が欲しいという声が多く寄せられていました。道の駅というものはやっぱり県内外を問わず非常に人気があって、非常に気軽に立ち寄れて、地域特産品の買い物、あるいは見分が広められて楽しいといった感がするわけです。

先ほどおっしゃったように、農家レストランができる時も、農家販売所を駐車場の一角につくるといった話があっただけですけども、なかなか実現していないということでもあります。温泉エリアに今約20万ぐらいですか、来客があっただけです。この数が増えれば、利用者があっただけで、その周辺農家の意欲が湧いて農業の振興といったことで活性化にもつながるのではないかと思います。

一つ提案なんですけど、県道4号線沿い、あるいはライスセンターの周辺、こういったところに道の駅とか農産加工販売所等の計画ができないものか。あるいは民主導と町長おっしゃいますけれども、その関係団体と協議をしながら検討をしてみたいかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

道の駅も、やはりそれだけの車の量、そしてわざわざでも行きたいという農産物、そういうものがあってですね。やはり温泉の方は温泉が目的になってきていると。ホテルの人はホテルが目的というような形になってくるし、やっぱり私は飲食店も増やしてほしいなという

ふうに思っておりますけれども、通りがかりの人だけを相手にするようなことでは、ちょっと水商売と同じような感じが、大変怖い感じがいたしております。農協さんが積極的にやるということであれば我々も積極的に応援をするというような思いがありますけれども、行政主導でこれをやるのは、現時点では大変厳しいんじゃないかなというふうに思っております。だから今ある資源をどう生かすかということ、そこにお互いの知恵を絞り出していくというのが大事なことじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

町長は、あるものでやれということでありましてけれども、観光客が今温泉だけなのか。アンケートを見ても、結構そういった農産品とか周りにこういったものが欲しいという声もありますから、そういったものを捉えて、やっぱり考えるべきじゃないかと思えます。そういった桜つつみあたりの利用というのも非常にいいものだと思いますけれども、健康づくりあるいは観光客が自然の中で散策を楽しむという光景、これはよく見られますが、平日でも日傘を差して歩いていらっしゃる御婦人方もいらっしゃいます。温泉のお客かなとお見受けするわけですけど、そういった数はもうぼちぼち増えてきつつありますので、そういったことについて気を配ったらいかなと思えます。

そこで、温泉の裏手に水車発電を設置をして、それで発電した電気で桜つつみの夜間照明とかそういったものに利用できないかといったことをお尋ねしたいと思うんですけれども。こうしたことにつきましては、宮崎県の五ヶ瀬町が安価に継続して活用している事例があると同僚議員もおっしゃったわけですが、こういった年中手軽に使えると、こういったものを利用した観光資源にするべきじゃないかと思うんですけれども、こういった町民の健康増進にも一役買うと。安心安全でできるといったことのために、こういったものの研究の余地はないのかどうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

非常に何か難しいですけれども、二級河川でもありますので、設置するとなったら当然県との協議とか、また、あとはいろいろ水利関係とか、いろいろ調整も要すると思うんですけれども、そういった観光の何らかの、何と申しますかね、アピールポイントと申しますか、そういう部分ではおもしろいかなというのを感じます。ただ、ここで今初めて聞いたことです

ので、すぐこれをどうするということも言えませんので、研究する価値はあるかというふうに考えます。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

今の点については、結構簡易な施設なんですね。だからそういったものについて温泉商店振興会あたりのメンバーとちょっと視察に行ってみるとか、そういったこともちょっとお考えいただきたいと思います。

そして、宿泊客あるいはその温泉客等への働きかけとして、雲仙市とかがやっているヘルスツーリズムを普及させて、誘客手段の一つとして生かせないものかと思うんですけども。御存じだと思いますけれども、ヘルスツーリズムとは、旅先で宿泊客等が健康維持増進あるいは疾病予防のために取り組む旅行形態と言われておるわけですけど、こういったものを今の温泉に来られたお客さんあたりにどうなのかと。例えば、さっき言いましたように、史跡巡りとの連携、例えば八天山がありますね、それから東前寺がありますね、そういったものの往復歩いたら1時間ちょっとぐらいかかると思うんですけども、そういった健康につながるようなイベント等を研究されてはいかがかと思うんですけども、そのあたりについて伺います。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

確かに温泉がありますので、温泉を中心として、そういったヘルスツーリズム、今グリーンツーリズムの運動は波佐見町でも行っていますけども、例えば、今桜づつみを活用してウォーキングコースをつくったりとか、温泉の、先ほど言われました少し長期滞在とか湯湯治の分を何らかの観光商品にしていくとか、せっかく温泉がありますので、民泊とかでもそういった温泉を活用した民泊を推進するとか。あと、温泉水を何らかの商品開発にできないかというところもいろんな考えができてくると思いますので、そこを調査したいと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

そこで、桜づつみの、最初に質問したように、桜づつみの本数、これを確認されたことありますか。私が650本と書いたのは、ちょっと確認した桜づつみの本数だけなんですね。逆に対岸側はラブリバー事業ですからこっちのほうにもあると思うんですよ。お聞きするとこ

ろによれば、周辺の方が数えられたら約1,000本あると。だから地元紙に載っておったのは観光協会が出した情報では300本と書いてあったんですよ。もっと多いんですね。だからそういう実態の数値はきちっと周知をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

私も実際に、一本一本数えてはおりませんが、先ほど言われましたように、地元の方は、鴻ノ巣公園等も合わせたところで1,000本はあるだろうということで話されています。それもしっかりと正確な本数も調査して、観光PRをするときはちゃんとした正確な情報でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

ぜひお願いします。

次に、農業振興について質問いたします。

先ほどの町長答弁で、水田フル活用につきましては、転作の場合は今までと変わらないということのようでありますけれども、大規模あるいは集約化の流れの中で、支援対象が認定農業者や集落法人等ということでございまして、それ以外の農家にとりましてはメリットがなくなるといった懸念があるわけですね。特に、中山間地あるいは小規模農家にとっては非常に痛手になるのは必至だと思うんですけれども、また、そうした農家が離農したり、あるいは耕作放棄をすれば、農地は荒廃して、農村あるいは農業が衰退しかねないという状況でありますけれども、こうした農家の懸念や、あるいは30年度以降のまだちょっと曖昧で不透明なところがあるということでございまして、こういったことの対策というのはどのようにお考えなんですか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいま30年度以降のそういった農場政策についての御質問でございますが、議員がおっしゃるように、いろんな国からの交付金については、法人であったりとか認定農業者が中心に交付をされるというような動きになってきております。ただ、水田フル活用の交付金については、販売農家についても、例えば麦、大豆、飼料作物であったりとかWC Sであったりとか、そういったものについては、戸別農家に対しても交付をされますので、その辺の対応

をお願いしてまいりたいというふうに考えております。ただおっしゃるように、中山間地域のそういう耕作放棄地化は非常に難しい問題がありまして、ただ農業だけを考えていけば厳しいのかなというようなことを考えております。あわせて、川内であつたりとか鬼木であつたりとか、野々川であつたりとか、そういった地域活性化事業とタイアップしながら、そこに住んでいらっしゃる農家の皆さん方が元気になるような、そういうイベントとうまく順応させながらやっていかなければ、ただ厳しい条件がある地域でございますので、なかなか農業だけでは厳しいのかなという認識を持っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

転作の推進については、主体は農業再生協議会となっております。この農業再生という名の裏腹になっているようでございますけれども、特に小規模農家、先ほどおっしゃったように中山間部等の転作については非常に不利益な面があつて採算がとれないということがあると思いますけれども、これまでは米の直接支払交付金、25年度までは10アール当たり1万5,000円、26年度から7,500円、30年度からは廃止ということになっていくということでございますけれども、こういった地域が農村の維持、あるいはその多面的機能を発揮するのはこういった中山間等の農家であつてこそだと思ふんですね。だから、そこで経営所得安定対策として米直接支払交付金制度を町単独で維持をするということあたりができないものか、お伺いします。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

戸別補償制度の件でございますが、これは民主党政権が発足した平成22年度に制度化されて、ずっと七、八年続いてきたわけでございますが、これも国県町三分の1ずつですか、そういった補助制度を導入しましてやってきた事業でございます。

そこを、全て町が持ち出しをしてやれていうことになれば非常に財政的にも厳しいものがございますので、町長の答弁にもありましたように、本長崎県の米は不足をいたしております。よその県から入れないと非常に維持ができないというような状況でございますので。なお、本町は米づくりが盛んな地域でございますので、よその地域については毎年1%ずつ数量が減ってきておりますが、本町については逆に増えている、目標数値が増えてきている状

況ですので、今後また、さらにそういった作付面積も拡大されるものというふうな予測を立てておるところです。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

米をはじめ、農産物は今後ますますおっしゃったように産地間での販売戦略の競争というのが激化していくものと考えておりますけれども、30年度の減反廃止を見据えて、特に波佐見産のブランド、農産物のブランド化というものについて、もっと積極的に考えていくべきじゃないかと思っております。こうした推進方法等を今後どのように対応していかれるのかをお伺いして、最後にしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

今後の米政策につきましては、JA、出荷業者あたりとも十分連携しながら、やはり売れる、おいしい波佐見町の米づくりに邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、8番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。4時20分から再開いたします。

午後4時7分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、13番 藤川法男議員。

○13番（藤川法男君）

それでは、最後になりました。一般質問をいたします。

通告に従って順次質問いたします。

一つ、人口減少社会における教育行政を含む町づくり及びインフラ整備について御質問をいたします。

(1) 本町が計画している町営住宅整備等や庁舎建設等、また、児童減少が続く学校施設

を含む小学校のあり方など、少子高齢者化に伴い、時代に即した計画が必要であると思っております。今後は、今以上の利便性や効率性が求められる中、将来どのような構想があるのかをお尋ねいたします。

(2) 西ノ原土地区画整理事業は、大きな節目である旧中央小学校講堂の補強工事（平成30年完成）が行われております。この地区はまた、西ノ原エリアと言い、若い方を中心としたにぎわいを見せておりまして、土曜、日曜は物すごい人たちがあふれております。その反面、事業自体は長期化をしており、予算の確保も非常に困難な状況であり、地元住民や町民の理解が得られていない感じがいたします。今後どのように予算化を図り推進するのか。また、どのような計画の変更もあるのかをお尋ねいたします。

(3) 全国で高齢者の痛ましい交通事故が問題になっております。運転免許証返納が論議されている中、本町も同様であり、買い物弱者対策とあわせて、どのような対策があるのかをお尋ねいたします。

二つ、本町の中山間地等の景観について。

本年度9月に本町で、全国棚田サミットが開催されますが、それはひとえに鬼木郷の農家や地域住民の皆様の努力や協力のたまものであります。また川内郷や野々川郷、村木郷など地域住民も、地域の活性化や景観の保全に努力をされており、将来、観光にもつながる環境の保全をどう推進するかをお尋ねいたします。

あとは自席で質問を行います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

13番 藤川議員の御質問にお答えいたします。

1番、人口減少社会における教育行政を含むまちづくり及びインフラ整備について。

(1) 本町が計画している町営住宅整備や庁舎建設等、また児童減少が続く学校施設を含む小学校のあり方など、少子高齢化に伴い、時代に即した将来の構想計画があるのかという御質問ですが、これまで波佐見町では拡大する行政需要や住民ニーズに応えるため、多くの公共施設を建設してきました。ただ、これら公共施設も今後老朽化が進み、順次更新時期を迎えることから多額の費用の確保が必要となりますが、現下の厳しい財政状況では全て一律に建て替え、更新するといった対応は現実的ではありません。

議員御指摘のように少子高齢化社会の中では、生産年齢人口の減少による町税収入の減少

や高齢化の進行による社会保障費の増加も予想され、財政状況はますます厳しさを増すであろうことは容易に想像ができ、公共施設等の利用や需要が現状からは大きく変化していくことも予想されることから、時代に即した計画が求められています。

このようなことから、所有する公共施設等の全体の状況を早急に把握し、長期的視点に立って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図るとともに、今後の最適な配置や総合的かつ計画的な管理を行うために、本年3月に波佐見町公共施設等総合管理計画を策定したところであります。

今後はこの管理計画の中で示された方針に基づき、公共施設の総合的なマネジメントを進めてまいりたいと思います。なお、学校施設を含む小学校のあり方については、後ほど教育委員会から答弁があります。

次に、西ノ原土地区画整理事業は大きな節目である旧小学校講堂の補強工事が行われているが、また西ノ原エリアはにぎわいを見せて活気があるが、西ノ原土地区画整理事業は長期化し予算の確保も困難な状況であり、今後どのように予算化を図り推進するのか。また、計画の変更もあるのかという御質問ですが、西ノ原土地区画整理事業は区画整理による市街地の再生や各種公共施設、既存窯業施設、市街地の住環境との調和のとれた一体的な整備拡充などによる再生、活性化を目指すもので、平成11年度から物件の移転補償や西ノ原環状線の整備工事、宅地造成工事等を行い、平成33年度までに認可を延伸して事業を進めているところです。土地区画整理事業は可能な限り早期に完了することが望ましいのですが、町の財政事情もあり、できる箇所が限られ、西ノ原環状線のエリアや排水対策等の緊急性が高い箇所を中心に整備を進めてきており、平成28年度末での事業進捗率は24.3%となっています。

事業の推進に当たっては、事業地内の住民及び関係者の皆さんに対して毎年度全体説明会を開催し、事業の実績、進捗状況及び当年度事業計画などを説明するとともに、必要に応じて西ノ原まちづくり推進委員会との協議を重ねながら進めているところです。

今後の予算化についてですが、毎年8,000万円以上の事業費を確保していきたいと考えていますので、内示率が低下している状況においては、これまでどおり3億円程度の要望をしていきたいと考えています。また、例年以上の内示率のアップがあった場合でも対応できるようにしたいと考えています。

計画の変更につきましては、平成28年度に事業計画の見直しと実施計画の見直しの承認をいただいたところでありますので、現時点では当分、計画の変更は考えておりません。

次に、全国で高齢者の痛ましい交通事故が問題となっており、運転免許証返納が議論されている。本町も同様であり、買い物弱者対策とあわせてどのような対策があるのかという御質問ですが、本件は1番 城後光議員の質問と同様と思いますので、先ほどの答弁と同様であり、具体的な対応方法は乗合タクシー制度の見直し論議とあわせて可能な対策を研究していきます。

次に、本町の中山間地等の景観について。

ことし9月に、全国棚田サミットが開催されるが、それはひとえに鬼木郷の農家や地域住民の努力や協力のたまものである。川内郷や野々川郷、村木郷など地域住民も地域活性化や景観の保全に努力しており、将来的に観光にもつながる景観の保全をどう推進するのかと。鬼木棚田は平成11年に日本の棚田百選に認定され、その翌年からは鬼木棚田まつりが開催され、今では本町の一大イベントとしてこれまで発展してきたことは、議員御説のとおり、地域住民の努力と棚田保全への強い思いの結集以外の何物でもないと敬服いたすものであります。

町内においては、鬼木郷以外にも多くの中山間地域における営農活動が展開されておりますが、厳しい条件化や高齢化などが相まって年々荒廃化が進展し、本町に限ったことではありませんが美しい棚田景観の存続の危機に直面している状況にあると言われております。このような現状を捉え、先人たちが英知と努力で築いてきた棚田をいかにして後世へ守り継承していくかを考える機会として、全国棚田サミットが本町で開催されることは、今後の中山間地域農業を展開する上で大変意義深いことであり、棚田関係者の多くの参加を期待するものであります。

そこで、観光にもつながるような景観の保全をどう推進するのかとの御質問でございますが、現制度においては中山間地域交付金や多面的機能交付金を効果的に活用し、農地、環境の保全活動とあわせて地域の特徴を生かした各種イベントなどが展開されており、現に多くの観光客が訪れ、地域活性化が図られているものと考えます。

このような地域活性化によって人の交流が生まれ、地域環境も整備されてまいりますので、今回のサミットを契機に地域の新たな動きなどが芽生えることを期待するとともに、中山間地域等の景観保全のために行政としても最大限の支援に努めてまいります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

藤川法男議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少社会における教育行政を含むまちづくりインフラ整備について。

児童減少が続く学校施設を含む小学校のあり方などについて、将来どのような構想があるかという御質問でございますが、本町の各小学校の児童数については、本年5月1日現在の学校基本調査によると、東小学校が141名、中央小学校が408名、南小学校が282名となっています。

今後の児童数の推移ですが、本年4月1日現在の出生数に基づく6年後の推計では、東小学校が150名、中央小学校が348名、南小学校が268名となっています。県下の状況でございますが、昨年5月1日の学校基本調査に基づく、小学校1校当たりの平均児童数は210名、小学校1クラス当たりの平均児童数は24.1名となっています。そこで児童数が最も少ない東小学校の場合、全体の児童数は平均を下回り小規模校となりますが、1クラス当たりの児童数は23.2名であり、クラス単位で見ると県の平均であります。

さて、議員御説の児童減少が続く中での将来的な構想についてでございますが、各小学校とも、おおむね現在の規模を推移できることから、少子化に伴う構想は作成しておりません。一方、東小学校では各学年1クラス編成となっており、クラスがえがないことから人間関係が固定するなどの弊害も指摘されておりますが、クラスの児童数が少ないことで先生が児童にかかわる時間が総体的に増加し、きめ細やかな指導等が行えるなどの利点もあります。また東小学校では運動会をはじめ各種活動において、全学年を縦割りしグループ活動を行うことで学校生活や人間関係に変化を持たせるなど、単一クラスの問題点を克服する取り組みが積極的に行われており、教育委員会といたしましても、そのような取り組みを支援しているところです。

今後についても、少子化が進展しないような取り組みを町を挙げて行っていくべきと思われませんが、議員御説の、少子化が進展し複式学級の設置がやむを得ないような状況が生じた場合は、他自治体で実施しているように学校の統廃合も視野に入れた検討が必要になるものと思われま。その際には、まちづくりの大きな方針でありますので、全町的な論議と町民皆様の合意形成が必要であると考えております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ありがとうございました。再質問をいたします。

町営住宅、また庁舎、そしてまた学校関係と質問をいたします。

まず町営住宅に関する質問でございます。予定をされております町営住宅は昭和44年から46年の小石原住宅46戸、そしてまた中尾住宅が47年、長野郷も47年、いずれも8戸となっております。そして永尾住宅が昭和48年の10戸というふうなことで計画をされておりますが、小石原住宅は29年度に設計あたりをすると聞いておりましたが、その計画あたりはどうかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるように、平成26年3月に策定しました波佐見公営住宅長寿命化計画においては、建て替え時期を平成31年度から35年度ということで、29年度から調査、基本設計に入るということで予定をしておりましたけれども、諸般の状況と財政状況の変化に伴いまして事業着手の延期をせざるを得なくなっておるところでございます。現在、本年度の予算には計上をしていないところでございます。今後、30年度の予算に計上するかどうかについてはまだ未定でございます。小石原住宅についてはそういった状況でございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

わかりました。なかなか住宅整備も、鹿山あたりが1戸で平均1,200万円から1,300万かかるということで、非常に多額の経費がかかります。当然、家賃等も便利になって新しくなったものですから、その分少しずつ高くはなっておりますが、今後、中尾、永尾と随時耐用年数が来ているものがありますので、これも、若干今の状態だったら延びることが想定されます。

当然ながら、町営住宅といいますので、経済のなかなか貧困家庭的な家庭が中心ということとずっとしてまいりましたが、ここに来て高齢化になりまして、一人暮らしの方々も、自分の持ち家もなかなか修繕もできないと。そして下水道も普及率の中に一人暮らしの方は、本管が通っても非常に普及してもらえないということがありますので、今後、町営住宅の計画される時は、面積、家賃、それらも将来的には時代に見合うような方法、また考えを持っていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるように少子化があります。そして、それぞれの経済の状況等で新しい家を建てるのが困難な方、いろいろな状況等がございます。また、そういったことから廃止を予定している団地、計画の中では中尾団地とか皿山団地は廃止を計画しているところもございますが、やっぱり家賃の安いところであれば入りたいという方がいらっしゃいます。そういった状況等を勘案しながら、今後の計画については慎重に考えていきたいと思っておりますし、家賃に限らず、求められる面積等についても、家族構成等を考慮しながら建設計画は立てていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ちょっとした案ではございますけど、当然、住宅等、これは建て替えですから、前の課長も、これは建て替えなんですよと、いろんな複合的なことはできませんということで回答いただいております。今度、小石原住宅が若干計画が延びたということで、例えば、小石原住宅と永尾住宅が10軒ありまして、合計で56軒あります。例えば、一緒に建てたときに経費的に、当然普通の素人から考えれば安くつくと思っております。そしてまた例えば、永尾住宅のもし空いたところを若者向けの一戸建ての分譲住宅の整備とか、やはり基準の中でどうすれば新しい方向がとれるかということも論議の対象となると思っておりますけど、なかなかそういう考えではということもありますけど、いろんな多方面の私は考えをしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

私も素人で、もう10年前にそのことを言いました。全くそういう基準、規制、やっぱり国とか、そして九州のそういう建設のあれとか県の規制の中で、やはり先さん進まない。だからある面では単独で住宅をつくったら、別のところにつくりなさいとか。もっと安くつくれと僕が言ったんですね。木造を組んでも1,000万円でできるわけでしょう。しかし、そういうことが全然、そしたらもう補助はできませんと言われたら、どうしようもないわけですね。その範囲の中でいかに面積とか、安くするかということではできないなど。よくわかります、あなたのことも。だからそういうことをいかに緩和するかということは、とても大変なことじゃないかなというふうに思っております。一緒につくるということは、場所が違っておったら、やはり、そこはそこなりのやり方の中でやっていかないと、なかなか上の許可が

出ないんじゃないかなというふうに思っております。

あとは担当課のほうから補足説明があれば。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

私が質問したときには、今までの、例えば50戸あったら50戸の建て替えなんですよということでした。今回も結局建て替えですから、別のところにつくれということじゃないものですから、私はそういう質問したわけです。やはりそういう複合的な、例えば、空き地にはそういう若者を、彼杵である程度破格な土地を提供されて、何名かが入居されておりますので、そういうことも、いろんな考えをして進めていただきたいと思います。

次に、庁舎建設について御質問いたします。

庁舎建設もさまざま今論議されておると思っています。間違ったら申しわけないですけど、平成23年度から積立てが行われたとあっておまして、ことしの、今回の平成29年まで約4億5,000万積立てたと。29年度が3,000万ということで起債がありましたので4億8,000万という数字になると思っております。

計画の当初は、12億円ぐらいだろうということでしたけど、総務委員会でお聞きしますと、13億から15億ぐらいかかるだろうということで、若干膨らんでおります。その半分以上を積み立てるとということで今されていると思っております。

平成25年から29年度の間財政計画の中に、庁舎建設基金は計画的に積立てるべきではあるが、財政確保ができないため余剰財源が発生した場合、最も優先的に積立てるというふうな記述があります。結局はこれだけの短期間で4億8,000万積立てられたというのは、この余剰財源の最も優先的なものと思っております。

これはこれとしていいんでしょうけど、ただ、この前の委員会での自治会等の要望はどんなものかと言ったときに、予算不足で自治会の要望もなかなかできないと説明をされましたということで、やはり余剰財源がかなりのウエイトでそういう積立てに回っているのかなと。ただ予算の項目、分野をいろんな考え方でできないということもあろうかと思っておりますけど、この辺のバランスをどう考えますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

庁舎につきましては、先ほど12億、あるいは13から15億という幅がございますが、これは

あくまでも近辺の庁舎周辺を参考事例にした範囲でございますので、実際、地質調査を行えば、基礎に多分の金がかかったりとか、あるいは外構工事にかかる、あるいは電算関係でかかるということで金の振れ幅はあろうかと思いますが、おおよその目安ということで御理解いただきたいというふうに思います。

それから地域財政計画の中で、現状では予算上、当初予算に積立ては計上できないが、剰余金をもって最優先的に積立てるとするのは、先ほど申したような莫大な事業費がかかる事業でございますので、あらかじめ後年度負担を抑制するためにはこういった積立てが必要であると。特に庁舎におきましては、防災拠点、先般のいろいろな地震だとか津波だとかがございますが、そういった防災拠点にもなりますし、あるいは、今後いろいろ多目的な用途を考えれば、避難所等の用途も考えられるかと考えますが、そういったもろもろも考えますと、あらかじめそういった基金の積立てが必要ではないかというふうに考えております。

それから、自治会要望をなかなか反映できていないというような意見があったということでございますが、確かに当初予算を組む段階におきましては、自治会からの要望を全て満額回答できるような予算の編成はできておりませんが、可能な限り自治会から要望がっております地域振興の補助事業であるとか、そういった地域あるいは自治会が主体となっております事業については積極的に採用しているところでございます。ただし、基幹となります町道の整備等につきましては、当初予算編成の段階ではなかなか割り当てができない、扶助費あたりに予算が回ってしまっていて割り当てができない状況ではございますが、決算状況におきまして繰越金等が出ました折には、各地区におきます緊急度、あるいは優先度を考慮しながら予算配分は十分にしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

やはり、そういう考えのもとでこういう計画がなされたと思っております。今考えて、今後何年先か10年先か、何年先か私はわかりませんが、しかしその先も結局、そこを使い続けるわけですから、人口減少に対して、今の庁舎がどういうふうになるかということは、私もここに書いてありますように、今以上の利便性と効率性を求めなければならないということで、それは誰でも思っていらっしゃると思っております。

今後、パソコン関係の庁舎の規模、そしてまた会議も、今民間ではテレビ会議とか、出張に行ったときに子供とかと会話をする時代になっております。そこに関して、例えばこの

議場も権威を持って議会が行われておりますけど、365日あって一体どれだけの期間で使われるか。そしてまた、例えば、さっき言ったような、もし縮小すれば、水道課とか水道に近いところにあったほうが利便性はいいわけですね。ただ内部的な連絡、それは当然ながら今のようなものじゃなくてもっと変わった状態になっていると思いますので、その辺も考慮しながら面積とか利便性を、私はつくったときだけではなく、つくった後も考えるべきと思っておりますけど、いかがでしょうか。

**○議長（今井泰照君）**

一般質問の途中ですが、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

企画財政課長。

**○企画財政課長（前川芳徳君）**

今議員おっしゃったとおり、単純に庁舎はただ役場の職員が行政を執行するだけの機能にとどまらず、先ほど申しましたように防災拠点であったり、あるいは非常時においては避難所、あるいはいろんな多用途に活用ができるような機能性も十分検討しながら、協議しながら計画すべきものであるというふうに思います。

**○議長（今井泰照君） 藤川議員。**

**○13番（藤川法男君）**

この3年、5年、物すごく進歩すると思っております。ぜひ、そういうことも念頭に置かれて計画を立てていただきたいと思います。

次に、小学校の問題で御質問をいたします。

今教育長に御説明をいただきました。人口が、生徒児童数が増えるということで安心を少ししたような感じがいたします。

平成からどれだけの人口の減少があったかといいますと、平成2年で東小学校は393人、その当時ですね。そして今が150人、中央小学校が575人が408人ですね。南小が536人が286人ということで、これはもう波佐見町ばかりではなくて、県内はもっと、特に島とかは減っていると思っております。

この前、長崎市教の教育委員会が長崎市のPTA連合に、小学校の大規模な統合を初めて説明をしたということが伝わってまいりました。よく調べてみますと、特に小さい学校ということで、東小学校あたりは当たらないと思いますけど、その中で、やはり市教が示した値は、ピーク時ですから、そのピーク時が昭和60年代ということでちょっと古いんでしょうけ

ど、一番ピーク時の30%を切ったということで、私も調べてみますと、波佐見町も1965、1966年がピークで、児童数とその3分の1程度になっております。その中で、集団行動で得るものは大きく、現状では人間関係が固定化する懸念もあり教育環境の適正化が必要であるという文言が市教の文言でした。直接波佐見町に関係ないとは言えませんが、ただ、やはりクラスが一つしかないということが、波佐見町のPTAの会合でもそういうことが意見として出ました。そういうことも含め、今後、今のところないと言いましたけど、将来的にはどうされるのかお答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほども壇上から答弁をいたしましたように、東小学校の例を挙げましたけれども、東小学校が単一クラスということでありましてけれども、23.2名のクラス人数で、標準を得ているわけですね。しかし懸念されるのは、やはり人間関係の固定化という、おっしゃったとおり私も答弁をいたしましたけれども、それをカバーするために各学校、特に東小学校は工夫をしながらやっているわけです。人間関係の構築をどうするか、豊かな人間環境を保つためにどうするかということを考えながら、人数に応じた教育を今のところ行っております。

そういうことで、今後、出生率もお示ししたとおりですので、いわゆる統廃合等は考えておりませんが、将来的にはどうなるかわかりません。分校が行いましたように、あのよう複式学級になって、子供たちがどういう環境に置かれるのかというふうなことになりますと、やはり教育環境を整えてやるというのが我々の務めでございますので、そのためには統廃合もやむを得ない時期が来るかもしれません。しかし現状では、各学校の努力、そして現状が保たれておりますので、あるいは将来的な推移もありますので、現状を見守りながらそれぞれが特色ある学校教育を行っていくというところに重点を置いて、教育活動を行っているということでございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

ありがとうございました。

ちょっと視点は変わりますが、できれば、中央小学校から東小学校に近い方々は登校すればちょうどいいんでしょうけど、しかし今までなれたお友達とか学校を急にということで非常に難しい面もありましようけど、スクールバスが670万円、中央小学校が発生をしてお

ります。そしてまた、東小学校がタクシーになったんでしょうかね、昨年から30%上がって130万円ということで、やはり時代が一人で帰る時代になって、小さい部落はですね、非常に危ないという声も出ておまして、だから今からは、やはりそういうスクールバス等で行く時代も到来するのかなというふうな私は感じがしております。東小学校は、中尾はどういうふうに対応をやっているんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員御指摘のとおり、下校時の問題については、教育委員会としても大変懸念をしております。少子化が進展をいたしまして、地区によっては子供が一人で帰っているという状況もございます。そういう状況を鑑みまして、当初予算の折にも説明をいたしましたが、東小学校区域においては中尾地区を下校のみタクシーで送るということを予算化をいたしました。現在、中尾地区のPTAと詳細を詰めておまして、可能であれば2学期からの運用を開始したいというふうに思っています。

以上です。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

わかりました。やはり、そういうことがちらほら多分出てくると思いますので、今後そういうふうな安全面も見ながら、新しい方向性もちょっと構想に入れていただきたいと思えます。

次に、西ノ原整理事業に関して質問いたします。

皆さんも何度ともこの質問はなさって、本当、行政の皆様もうんざりされると思っておりますが、私も質問書に書いていましたけど、中央小学校の講堂がようやく新しい方向性が出てきて、耐震の工事が始まって30年度にでき上がるということで、今説明されたとおり、28年から繰り越し事業で平成33年度まで、あそこの近辺を整理されるということになっております。その当時、昨年説明を受けたのが67億7,000万が63億ぐらいに圧縮の計画ということも、ちょっと答弁でお聞きしましたけど、どのような圧縮か。そしてまた、内示率が30%を切ったということで、予算を拡大しなければ本当にその金額には届かないということですから、国県は一体どのような考えを持っておられるのか、お答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

西ノ原土地区画整理事業につきましては、平成28年に施工期間の延長をいたしております。従来、平成8年から27年という計画をしておりましたのを6年延長して33年度までということにしておりまして、総事業費は先ほど言われたように67億7,200万から64億8,900万ということで総事業費の変更をしておりまして、内容的には、変更の理由としましては事業の施工期間の変更ですね。それから都市計画道路及び区画道路形状の変更ということで、その中でやっております、それに関連して資金計画の変更も行っているというふうな状況です。今議員おっしゃるように、平成27年度の内示率につきましては29.6%で、28年度は当初25%であったわけですね。それから、2次補正と県内での調整がありまして、トータルすると当初の要望額と比較して35.29%ということになっております。今年度につきましては、要望額3億に対して25%の7,500万という内示ということで、今後も、これ以上の増額といえますか、国のほうがどう考えているかというのは、なかなかこれまでも答弁しておりますけれども、被災地への予算の重点化というようなことでありますので、今後も基本的なこのような推移の仕方をするのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

こういう状況の中で、東日本大震災ですよね、要は。それと熊本地震というようなことで、大きな災害があって、どっちが緊急か、どっちが重要かとなってくるけん、当然のこと、そういうふうな大災害に対しての財源の振り分けというのはやむを得ない、これはもう日本全国で、やはり大震災の復興、復旧を早くしていこうという、そういうことの中でやっておりますので、一町村のうちははじめ、どこのあれでも、やはり急ぐけれども要望も要請もなかなかできないなど。しかし、事務的には30%ということになれば、今までは1億2,000万とか3,000万しよったんですけれども、3億の予算編成。もし、万一来れば、何とか使わんばいかんというふうに思っておりますけれども、今の状態で行けば、当然見込めないなというふうに思っております、今の3億の予算要求だけはしていかなければならない。そして内示が決定されれば、その中で最善を尽くしていくというふうな状況です。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

当然ながら、熊本震災もありまして、ダブルパンチみたいな感じで非常に厳しいと

おります。

その中で、やはりこういう状況ということもいろんなところで御説明をしていただいて、同僚議員の質問でも、あそこんとは何ばしよっちゃろうかという地区もありますんで、そういうこともきちんと説明をしていただきたいと思います。こういう内示率が下がったということは、やはり今以上に完成時期が延びるということですね。そこをちょっと私も懸念するところですけど、説明を皆様をお願いいたします。

次に行きます。

高齢者の運転免許証返納に関してですね。これはもう、お二人の方が説明されました。やはり皆様、御承知のとおり、この波佐見の礎となった75歳、80歳の高齢の方が一度の事故で加害者になる可能性がある。今まで本当に頑張ってきた人たちが加害者になるということですから、これは絶対私たちも防がなくてはならないと思っております。

やはり、今まで真面目に真面目にこつこつしてきた方が、そういう目に遭ったということも、新聞紙上、さまざまなマスコミ等も報道されておりますので、返納の方は、私はある地区はタクシーの半額券を支給したということも書いてありますので、短期的また長期的に買い物弱者とあわせて考えていただきたいと思います。

例えば、高齢の御婦人方は、食品を含む日用食品あたりを買うのが楽しみで長生きができるという、やはり購買をして豊かになったということ、そういうことをおっしゃってましたので、そういう高齢の方が長生きをする秘訣は、やっぱり一般町民と一緒に暮らしをするという前提の中に培うものと思っておりますので、ぜひそういういい考えをなさって進めていただきたいと思います。

最後に、景観の保全について、その対策はということで、本町は窯業とか観光事業で県内外から本当に注目を浴びて、その方向性は間違いなかったと言及しなければならぬと私も思っております。

通告文に書きましたとおり、どこの地域も保全をしたいということで今まで一生懸命やっけてこられました。しかし、これもまた高齢化と言ったら本当に申しわけないんですけど、やはり10年たてば、70の人は80になるわけですよ、当然。そしたら今までできたのができなかったという感じがあるわけですから、そこに、例えば草刈りが大変ということでしたら、今の桜づつみも出ましたけど、愛護団体も景観の保全とかさまざましております、小さな機械でも購入、借り貸しのできるような方法をとれば、本当に楽に平面上を草刈りができる

わけですよ。やはりそういう、現場を見て、即した方法で景観の保全ができないだろうかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

議員御指摘のように、中山間地域の農業を守り続けていくというのが非常に厳しいことだろうと思います。

私も、今盛んに田植えのシーズンであちこち中山間地域の農業の従事状況を見て回っておりますが、非常に水路の整備からあぜ塗りから、大型機械も通らないところで、入らないところでの農作業は大変厳しいものがあるなという思いをしながら拝見させていただいております。簡単にそういった農地を後世に引き継いでくださいと簡単に言えないような、そういう苦しい思いもしながら拝見させていただいております。なかなか、特に山間部が耕作放棄地化になって、山林化になって非農地通知を出したりしている状況でございますので、あえて農地として活用できない部分は、もう非農地通知を発行してやっていくというような国の方針も出ておりますので、やれるところで農業をやっていくというようなことで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

やはり、どうしても人手が入らなければ景観を保たれないということですから、環境整備の費用が400万から1割ほど上がりましたので喜んでおりますけど、しかしやはり、今後、環境美化の方々も若干増やされて、さまざまな対応が少しでもできるような地域づくりをしなければ、私はだめだと思っております。一流の田舎づくりは、やはり地元の方が中心なんでしょうけど、そこにはやはり地元の方ではできない部分もありますので、行政の力が要ると思っておりますので、今後も時代に即した対応をとっていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいまおっしゃった環境美化に関する助成金については、河川清掃の補助金のことだろうと思いますが、それについては、場所が特定をされておりまして、河川に関しての清掃活動に対する助成制度でございます。全て農地の環境をよくするようなものにつきましては、

先ほど町長が答弁しましたように、中山間地域の交付金とか多面的機能交付金とか、そういったものを活用していただいて景観の保全に努めていただきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

もう時間が来ました。やはり、今までと違った人口減少の社会で、どうやって少しでも住民の方々に満足をしていただくかということは、やはり知恵の出どころとっております。町長もおっしゃるとおり、アイデアはただですので、それはおかしいだろうという意見もありましょうけど、しかしアイデアとして、いろんな知恵を私たちも、また行政の皆さんも出していただいて、皆さんの要望に少しでも応えるようにしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、13番 藤川法男議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。

あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後5時15分 散会